

# 北方町

## 第七次総合計画

KITAGATA TOWN



## 第七次総合計画策定にあたって

本町は、恵まれた立地条件のもと都市基盤整備も進み、人口密度が県下一であるコンパクトシティという特徴を有しています。

このような特徴を生かし、第六次総合計画においては、住民参加に重点を置いて各事業を実施して参りました。

このたび、第六次総合計画の成果を更に推し進め、社会情勢の変化にも柔軟かつ的確に対応ができるよう、今後8年間の行政運営の指針を定めた「北方町第七次総合計画」を策定致しました。この計画では、高齢化対策、少子化対策、子育て支援、防犯対策など、住民同士のつながりの必要性が高まっている現状に鑑み、町の将来像を「“つながり”で築く躍動するまち 北方」としました。

本町はコンパクトシティであるため、住民同士のつながりが生まれやすい環境にあると言えます。そして住民同士のつながりこそがまちを躍動させ、ひいては一人ひとりの活力を生み出す源となります。

何かあったときに相談できる人がいる。挨拶をしたら返してくれる人がいる。それだけで安心、幸せな気持ちになった経験はないでしょうか。様々な住民同士のつながりを生み出す仕組みをつくり、みんなの力で、地域社会、地域環境、地域経済が一体となったまちづくりを推し進め、北方が躍動するまちになればと思っています。

最後に、本計画策定にあたり、ご協力いただきました町民各位、各審議会、町議会の皆様に感謝を申し上げますとともに、同計画推進のため今後も一層のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年3月

北方町長 戸部 哲哉

# 目 次

## 第1部 序 論

I 計画策定の趣旨	2
II 計画の構成と期間	3
III 私たちのまち“北方”の姿	4

## 第2部 基本構想

I まちづくりの基本姿勢	11
II まちの将来像	12
III 将来指標	13
IV 施策の大綱	14

## 第3部 基本計画

基本目標Ⅰ つながりと信頼を深めみんなの力でつくるまち	24
基本目標Ⅱ いつまでも住み続けたいまち	35
基本目標Ⅲ 地域の力で安心・安全のまち	61
基本目標Ⅳ 賑わいと活力に満ち未来に輝くまち	72
基本目標Ⅴ みんなの力で健やかに暮らせるまち	83
基本目標Ⅵ 夢をもち共に学び合えるまち	108



第1部 序 論

# I 計画策定の趣旨

総合計画とは、町が長期的な展望の下で自治体運営の基本理念やあるべき姿を定めるとともに、あらゆる分野における目標や施策を網羅し、地域住民の役割や関与にも言及した最も基礎となるものとして策定する計画です。

本町では、当該計画を昭和51年以降、六次にわたり策定し、第六次計画では「協働と自治」のまちづくりを掲げ、住民と行政とが連携し、協働して政策に取り組むという姿勢でまちづくりを進めてきました。

この間、我が国においては、少子高齢化、人口減少、大都市圏への人口の移動に伴う地方における働き手不足、経済の停滞等が進んでおり、私たちを取り巻く環境は刻々と変化してきました。

本町においても、人口維持傾向がしばらくは続くものの、2020年をピークに減少に転じると推測され、これにより経済の縮小や地域社会の衰退を招くことも考えられます。このため、これまでに進めてきた様々な取り組みにより、まちのアイデンティティを確立し、誰もがこの場所で「住み続けたい」「住んでみたい」と思えるような魅力あるまちづくりを進める必要があります。

このような現状を踏まえ、各分野の施策の充実を図るとともに、住みやすさを追求し、住民と行政との更なる協働を進めていくため、新たに「北方町第七次総合計画」を策定します。



## Ⅱ 計画の構成と期間

北方町第七次総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により構成されます。

### ○基本構想

基本構想は、長期的展望の下に本町が目指す将来像を掲げ、まちづくりの目標を設定し、その実現のための施策の大綱を示すものです。期間は、平成29年度から平成36年度までの8年間とします。

### ○基本計画

基本計画は、「基本構想」に基づき、町の将来像を実現するために必要な施策を総合的、体系的に示したものです。期間は、平成29年度から平成36年度までの8年間とします。

### ○実施計画

実施計画は、「基本計画」で示した部門別の施策に基づき、財政的措置を含めて計画するものであり、実施すべき事業を明確化するものです。期間は4年間としますが、各年度における事業の進捗状況や、財政事情等を勘案しながら、ローリング方式で毎年度見直しを行います。

### 計画期間

		H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度
基本構想	8年間								
基本計画	8年間								
実施計画	4年間								

## Ⅲ 私たちのまち“北方”の姿

### 1 北方町の概要

本町は、岐阜県の南西部、濃尾平野の北部に位置し、東は岐阜市、北西は本巣市、南は瑞穂市と隣接しています。そして、東西 1.85キロメートル、南北4.2キロメートル、面積は5.17平方キロメートルと、南北に細長くなっており、町内には一級河川の天王川、糸貫川と普通河川の長谷川等の河川が南北に流れています。

本町は、明治22年の町村制の実施に伴い北方町としてスタートして以来、約130年が経過しています。古き伝統や歴史に育まれた文化の町であり、木造聖観音立像や木造不動明王立像、楼門等、貴重な文化財も数多く残され、これらは、国の指定重要文化財として円鏡寺に奉納されています。これらの古きよき伝統や文化を守りながら、土地区画整理事業及び土地改良事業により土地の形態や、生活の根幹となるライフライン（上下水道）及び都市計画道路・公園等を整備するとともに、教育や社会福祉をはじめとする住民の住環境の整備を積極的に推進したことにより、現在は人口密度が県下一となっています。

また、交通の面においては、岐阜バス6路線、国道157号、主要地方道北方多度線、岐阜関ヶ原線がそれぞれ岐阜市方面あるいは大垣市方面へと結ばれており、これらを利用すると岐阜市中心部まで20分以内、大垣市まで30分以内、名古屋市まで60分内外で到達することができます。このような恵まれた立地条件により、名古屋市をはじめとする中京圏の住宅都市として発展してきました。そして、行政、経済、教育、文化、商業等にわたり、旧本巣郡内の拠点的な役割を果たしてきました。また、平成13年に制定された岐阜地域広域市町村圏計画においては、西部地域における経済的交流地域の商業拠点都市として位置づけられています。

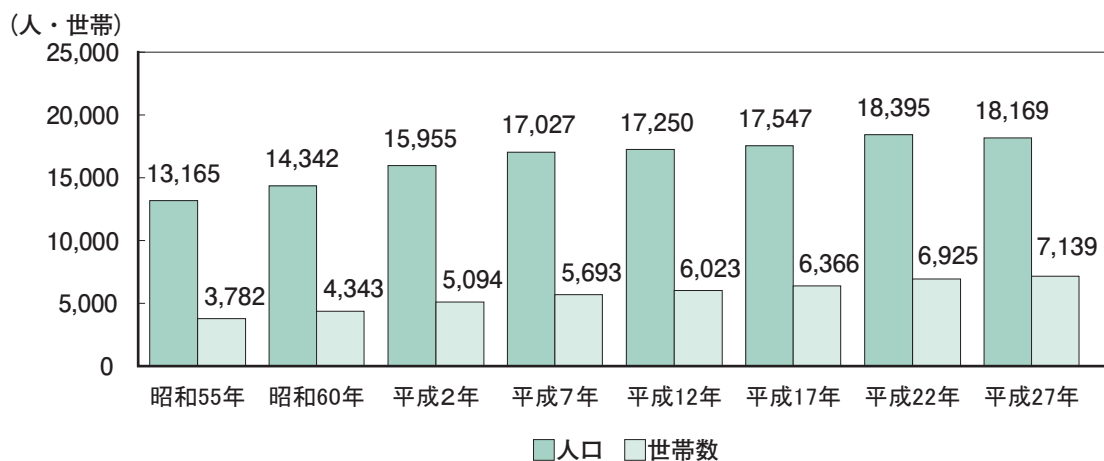
## 2 北方町の現況

### (1) 人口・世帯

#### ①人口と世帯数の推移

本町の人口は、昭和55年以来増加してきましたが、平成27年には18,169人となっており、平成22年の18,395人からわずかに減少しています。また、世帯数は昭和55年から増加しており、平成27年には7,139世帯となっています。一方で、世帯あたりの人数をみると、平成22年の2.7人から、平成27年の2.5人へと減少しています。

図：人口と世帯数の推移



資料：国勢調査

本町の年齢階層別人口構成比の推移をみると、65歳以上の割合が年々伸びており、平成27年には22.2%で5人に1人にまで増加しています。一方、0～14歳の割合は、平成27年には14.8%まで減少しています。このことから明らかなように、本町においても少子高齢化が進んでいるといえます。

図：年齢階層別人口構成比の推移





表：年齢階層別人口構成比の推移

区分	総人口 (人)	年少人口 (0～14歳)	生産年齢 人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	年齢不詳	世帯数 (世帯)	平均世帯 人員 (人)
昭和60年	14,342	3,500	9,719	1,123	—	4,343	3.3
平成2年	15,955	3,397	11,177	1,376	5	5,094	3.1
平成7年	17,027	3,300	11,981	1,746	—	5,693	3.0
平成12年	17,250	3,109	11,938	2,203	—	6,023	2.9
平成17年	17,547	3,079	11,793	2,675	—	6,366	2.8
平成22年	18,395	3,052	11,983	3,360	—	6,925	2.7
平成27年	18,169	2,697	11,443	4,028	1	7,139	2.5

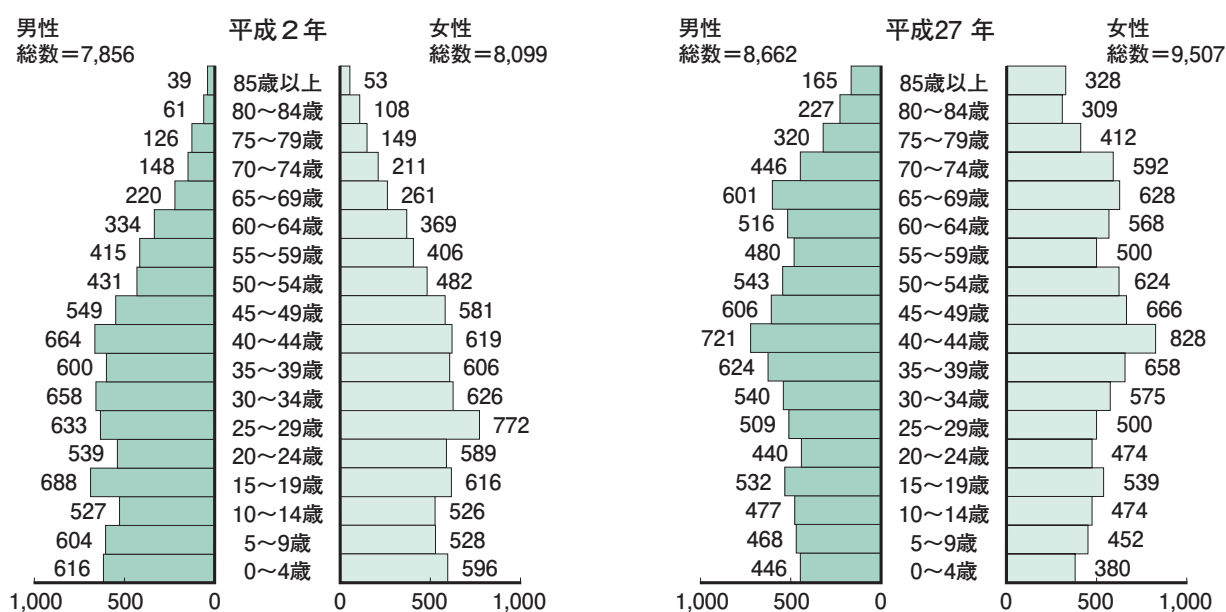
※年齢不詳とは国勢調査時点で年齢を把握できなかった人をいいます。

資料：国勢調査

## ②年齢・性別人口

本町の人口構造を人口ピラミッド（性別年齢別人口分布）で見ると、平成2年には「釣鐘型」であったのが、平成27年には出生数の減少等により、ピラミッドのすそが次第に狭まり、「ひょうたん型」に近い形になっています。

図：5歳階級年齢別男女別人口（平成2年と平成27年の比較）



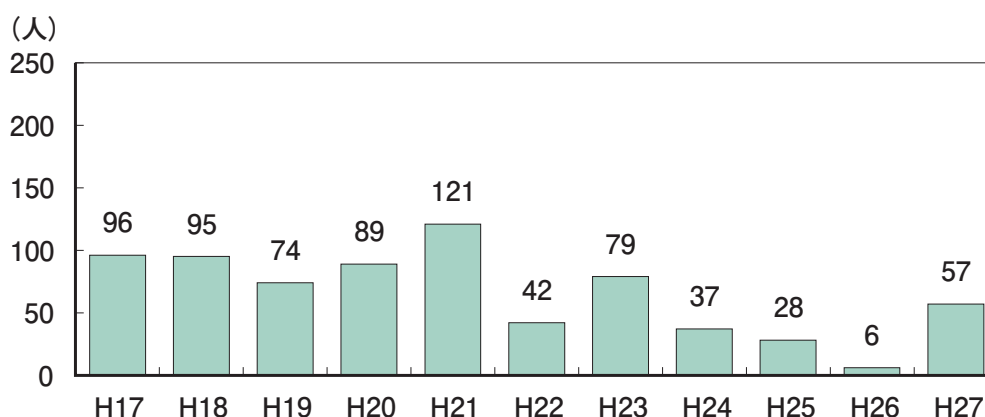
資料：岐阜県人口動態統計調査（各年10月1日）

## (2) 人口動態

### ①自然動態

出生数と死亡数による人口の増減をみると、いずれも出生数が死亡数を上回る自然増が続いています。

図：自然動態の推移



表：出生数・死亡数の推移

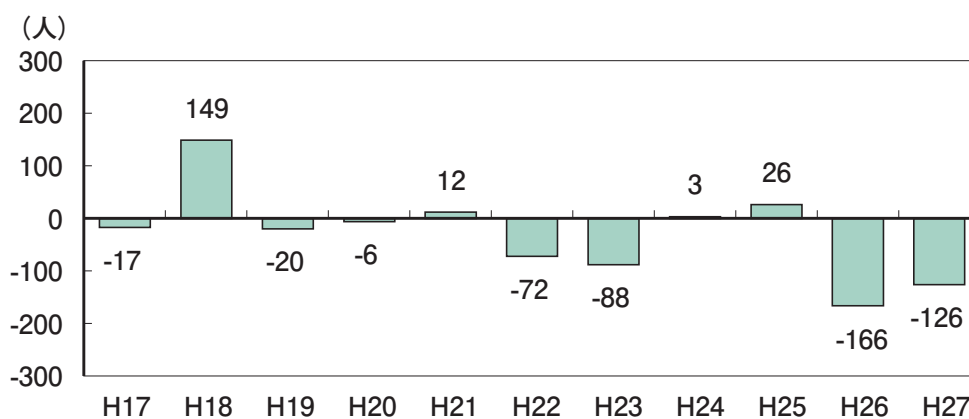
区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
出生数	207	202	181	202	226	188	199	189	179	156	196
死亡数	111	107	107	113	105	146	120	152	151	150	139
増減	96	95	74	89	121	42	79	37	28	6	57

資料：岐阜県人口動態統計調査（各年10月1日）

### ②社会動態

転入と転出による人口の増減をみると、平成18年に149人と大幅な社会増がみられた後は、社会減の傾向が顕著となっています。

図：社会動態の推移



表：転入数・転出数の推移

(人)

区 分	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年
転入数	1,295	1,324	1,188	1,201	1,117	1,031	1,122	1,006	1,069	977	926
転出数	1,312	1,175	1,208	1,207	1,105	1,103	1,210	1,003	1,043	1,143	1,052
増 減	-17	149	-20	-6	12	-72	-88	3	26	-166	-126

資料：岐阜県人口動態統計調査（各年10月1日）

### (3) 産業・経済

#### ①就業者数の推移

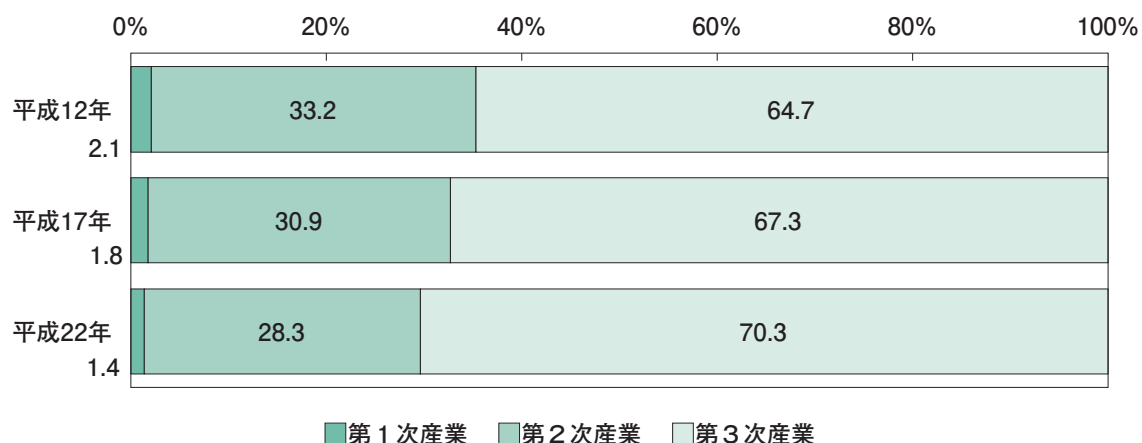
平成22年の本町の就業者数は9,051人となっており、平成17年からの推移をみると、わずかではありますが増加傾向にあります。第1次産業と第2次産業の割合は減少し、第3次産業の割合が増加しています。

表：産業大分類別の就業者数

区 分	総就業者 数 (人)	第1次産業		第2次産業		第3次産業		分類不能 (人)
		就業者数 (人)	就業者 割合 (%)	就業者数 (人)	就業者 割合 (%)	就業者数 (人)	就業者 割合 (%)	
平成12年	8,935	189	2.1	2,967	33.2	5,774	64.7	5
平成17年	8,985	157	1.8	2,779	30.9	6,048	67.3	1
平成22年	9,051	123	1.4	2,562	28.3	6,354	70.3	12

資料：国勢調査

図：産業大分類別の就業者数



## ②産業別総生産の推移

産業別総生産の推移をみると、生産額自体は大きく変わらず、400億円程度で推移しています。生産額に占める産業別の割合をみると、第3次産業が減少し、第2次産業が増加の傾向を示しています。

表：産業別総生産の推移

区 分	平成23年		平成24年		平成25年	
	生産額 (百万円)	構成比 (%)	生産額 (百万円)	構成比 (%)	生産額 (百万円)	構成比 (%)
第1次産業	157	0.4	176	0.4	166	0.4
第2次産業	4,221	10.4	4,296	10.6	5,401	13.0
第3次産業	36,101	89.2	36,098	89.0	36,117	86.6
合 計	40,479	100.0	40,570	100.0	41,684	100.0

資料：岐阜県統計課「市町村民経済計算」



## 第2部

## 基本構想

# I まちづくりの基本姿勢

本町は、次の3点をまちづくりの基本姿勢とします。

子どもから高齢者まですべての住民が

- 地域の中でいきいきと暮らせるまち
- 人と人とのつながりが実感できるまち
- 快適・便利に暮らせるまち



## ・地域の中でいきいきと暮らせるまち

誰もがいきいきと心豊かで充実した生活を送ることができるまちを目指します。

## ・人と人とのつながりが実感できるまち

高齢者や子育て家庭、支援の必要な人々を地域全体で包み込むように、他者への思いやりを持ち、支え合いながら人と人とのつながりを実感できるまちを目指します。

## ・快適・便利に暮らせるまち

生活基盤の整備や環境保全等を進め、快適さ・便利さを更に感じる事ができる活気あるまちを目指します。

## Ⅱ まちの将来像

### 1 まちの将来像

本町は、行政への住民参加や地域活動の活性化によって、住民参加のまちづくりを進めてきました。今後は、高齢化や核家族化が進み、ひとり暮らし高齢者や子育て家庭等、支援の必要な人が増加していることもあり、まちの将来を見据えると住民参加のみにとどまらず、住民同士のつながりが重要となります。

また、その住民同士のつながりが強くなることで、地域が活性化し、まちの魅力も高まります。そのため、本町の将来像を「つながり」で築く躍動するまち 北方」とします。

## “つながり”で築く躍動するまち 北方

### 2 基本目標

まちの将来像を実現するため、次の6つの目標を設定します。

#### 基本目標

I つながりと信頼を深めみんなの力でつくるまち

II いつまでも住み続けたいまち

III 地域ので安心・安全のまち

IV 賑わいと活力に満ち未来に輝くまち

V みんなの力で健やかに暮らせるまち

VI 夢をもち共に学び合えるまち

### Ⅲ 将来指標

本町の人口は、平成27年の国勢調査では18,169人となり、平成7年からの人口の推移は微増傾向から、減少に転じました。

本計画では、人口維持・増加に結びつくような施策を実施することにより、計画の目標年次である平成37年の目標人口を19,050人（中間年：平成32年19,027人）とします。

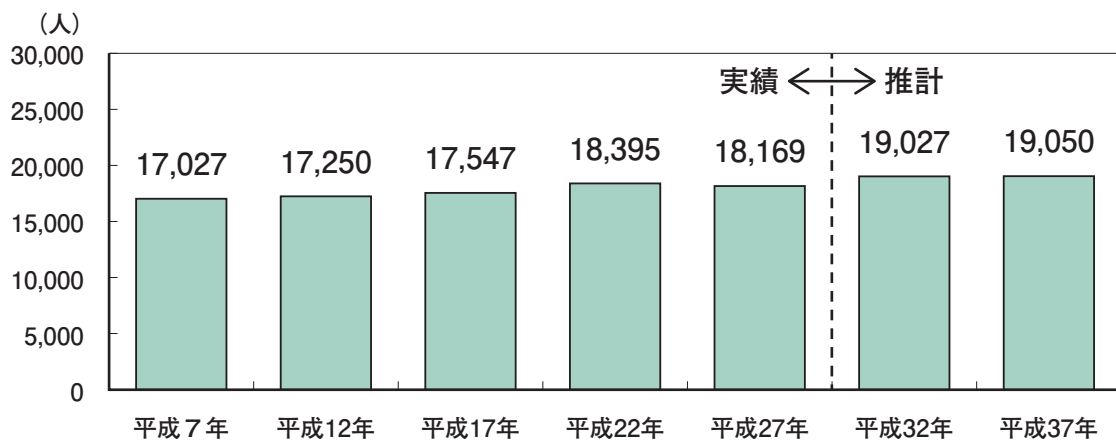
表：人口の推移

(人)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
総人口	17,027	17,250	17,547	18,395	18,169	19,027	19,050
0～14歳	3,300	3,109	3,079	3,052	2,697	2,776	2,606
15～64歳	11,981	11,938	11,793	11,793	11,443	11,849	11,865
65歳以上	1,746	2,203	2,675	3,360	4,028	4,402	4,579

資料：平成7年～27年は国勢調査、平成32・37年は推計を踏まえた目標値

図：人口の推移





## IV 施策の大綱

### 1 計画の体系

まちづくりの基本姿勢 (基本理念)	まちの将来像	基本目標
<p>子どもから高齢者まですべての住民が</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の中でいきいきと暮らせるまち</li> <li>・人と人とのつながりが実感できるまち</li> <li>・快適・便利に暮らせるまち</li> </ul>	<p><b>“つながり”で築く躍動するまち北方</b></p>	<p><b>I つながりと信頼を深めみんなの力でつくるまち</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住民参加・協働</li> <li>2. 地域コミュニティ・ボランティア</li> <li>3. 行財政運営</li> </ol>
		<p><b>II いつまでも住み続けたいまち</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 都市基盤</li> <li>2. 交通基盤</li> <li>3. 上水道・下水道</li> <li>4. 環境・衛生</li> </ol>
		<p><b>III 地域ので安心・安全のまち</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 防災・消防</li> <li>2. 防犯・交通安全</li> <li>3. 平和推進</li> </ol>
		<p><b>IV 賑わいと活力に満ち未来に輝くまち</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農業</li> <li>2. 商工業</li> <li>3. 観光</li> </ol>
		<p><b>V みんなの力で健やかに暮らせるまち</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子育て支援</li> <li>2. 地域福祉</li> <li>3. 高齢者福祉</li> <li>4. 障がい者（児）福祉</li> <li>5. 保健・医療</li> <li>6. 社会保障</li> </ol>
		<p><b>VI 夢をもち共に学び合えるまち</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学校教育</li> <li>2. 家庭や地域の教育</li> <li>3. 生涯学習</li> <li>4. 文化・スポーツの振興</li> </ol>

## 2 各施策の概要



基本目標 I	つながりと信頼を深めみんなの力でつくるまち
<p><b>1 住民参加・協働</b></p>	<p><b>(1) 住民参加と協働の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政への住民参加については年々活発になりつつあります。今後は、住民参加と協働の更なる推進を図るため、特に若い世代の行政への参加を促し、幅広い年齢層が行政と協働する体制づくりを推進します。</li> </ul> <p><b>(2) 情報提供・情報公開の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「見やすい・わかりやすい」をコンセプトに、広報きたがたやホームページを更に充実させていきます。また、情報公開制度により行政に対する信頼と理解を更に深め、公正で透明な行政の実現を図ります。</li> </ul>
<p><b>2 地域コミュニティ・ボランティア</b></p>	<p><b>(1) 地域自治活動・地域交流の活性化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域においては、自治会や老人クラブ、子ども会等様々な団体が活動しており、今後は更なる活動の活性化を図ります。また、住民同士のつながりを大切にし、まちを元気にする団体の連携による活動の支援に努めます。</li> </ul> <p><b>(2) 地域ボランティアの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉協議会や生涯学習センターと協働して、地域ボランティアの募集や育成、活動の場の提供に努めます。</li> </ul>
<p><b>3 行財政運営</b></p>	<p><b>(1) 効率的な行財政運営の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>課税対象の的確な把握や公正な賦課徴収により税収の確保を図るとともに、将来にわたり健全な財政運営を推進します。また、職員の資質や政策形成能力等の向上を図るとともに、事業の評価見直しにより効率的な行政運営を推進します。</li> </ul> <p><b>(2) 広域行政の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「岐阜地域広域圏協議会」の構成市町との連携を強化し、広域的サービスの研究に努めます。また、介護、消防、保険事業等の特定分野においては、広域市町村で行う際のメリットデメリットをよく検討するとともに、具体的な取り組みを推進します。</li> </ul>

基本目標 II	いつまでも住み続けたいまち
<b>1 都市基盤</b>	<p><b>(1) 都市計画の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域においては健全な都市形成を推進し、市街化調整区域においては優良農地の保全を図りながら、町全体の課題に対応するため、地域再生計画に基づく事業を推進します。</li> </ul> <p><b>(2) 空家対策・定住促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民との協働による空家対策を進め、地域の活性化、防災力及び防犯力の向上を図ります。また、定住奨励施策の充実に努め、特に若い世代の定住促進を図ります。</li> </ul> <p><b>(3) 公園・緑地の回廊の形成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公園や河川等の緑や水辺空間の保全と創出により、町全体を一つの公園にみたと、連続する緑と清流の回廊を形成することで、自然が身近に感じられる環境づくりを推進します。</li> </ul>
<b>2 交通基盤</b>	<p><b>(1) 道路網の維持管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幹線道路網については、国道、県道と連結した都市計画道路の整備を進めるとともに、幹線道路以外の生活道路の改良工事等、適正な維持管理に努めます。また、歩道部分の段差解消等、高齢者や障がい者にやさしい歩行空間を確保するためのバリアフリー化を推進します。</li> </ul> <p><b>(2) 地域公共交通の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通の充実のため、近隣市町との連携を図り、バス路線の再編成を検討します。また、公共交通を維持するには、利用促進が不可欠であるため、諸施策によりバス利用者の増加を図ります。</li> </ul>
<b>3 上水道・下水道</b>	<p><b>(1) 上水道の維持管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全でおいしい水を安定供給し続けるため、適正な維持管理に努め、老朽管の更新や施設の長寿命化対策を推進します。また、安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画である「経営戦略」の策定を推進します。</li> </ul> <p><b>(2) 下水道の維持管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在進めている高屋西部地区の下水管布設の完了により、整備率 100%を目指します。また、施設の適正な維持管理に努め、長寿命化や耐震化対策等を推進します。更に、安定した事業継続のための「経営戦略」策定を推進するとともに、未接続者に対する接続促進に努める等、経営の健全化を図ります。</li> </ul>

基本目標 II	いつまでも住み続けたいまち
4 環境・衛生	<p><b>(1) 分別収集処理体制の充実と循環型社会形成の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民との協働によりごみの減量化や再資源化を図るとともに、小型家電のリサイクルを推進します。また、リサイクルセンターの長寿命化を図ります。</li> </ul> <p><b>(2) 環境保全活動の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民や企業、各種団体との協働による環境保全の体制づくりを推進します。また、住民のマナー改善のための啓発活動を継続して行い、生活環境の向上に努めます。</li> </ul> <p><b>(3) 環境汚染防止対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気や水質等の環境汚染調査を継続し、公害防止や環境保全に努めます。また、環境汚染を防止するため、企業との連携を図るとともに、監視体制の強化に努めます。</li> </ul> <p><b>(4) 省エネルギーによる環境保全の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電システムへの補助制度を継続するとともに、環境にやさしいまちづくりを推進し、住環境の向上に努めます。</li> </ul>

基本目標 Ⅲ	地域の力で安心・安全のまち
<b>1 防災・消防</b>	<p><b>(1) 防災体制の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画に基づき、地震や洪水等の災害に対応できるよう、災害別の対策強化に努めます。また、住民の防災意識の高揚を図るため、広報きたがたやホームページの他にSNSを活用し、若い世代を中心に住民が主体となった防災活動の重要性についての啓発に努めます。その他、避難所に指定されている文教施設の非構造部材の耐震化や、一般住宅における家具の転倒防止等の減災対策を推進します。</li> </ul> <p><b>(2) 消防体制の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内在住、在勤者を対象とした消防団員の確保及び育成を推進するとともに、消防力強化のため、定例訓練時には様々な災害を想定した内容を取り入れ、行政と消防団との連携訓練を推進します。また、車両や設備の定期的な更新に努めます。</li> </ul>
<b>2 防犯・交通安全</b>	<p><b>(1) 防犯体制の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民による子どもの見守りや特殊詐欺防止の啓発等、家庭と学校、企業、警察等地域全体が連携することにより、安心して生活できるまちづくりに努めます。</li> </ul> <p><b>(2) 交通安全の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全運動や交通安全教室を実施し、交通安全意識の高揚や交通マナーの向上を図ります。また、交通安全施設を整備し、その充実を図ります。</li> </ul>
<b>3 平和推進</b>	<p><b>(1) 非核平和の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「北方町非核平和都市宣言」に基づき、平和を推進し、住民の平和意識の高揚を図ります。</li> </ul>

基本目標 IV	賑わいと活力に満ち未来に輝くまち
1 農業	<p>(1) 農業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6次産業化や地産地消、経営体育成支援の推進により、都市近郊型農業の立地条件を活かした新たな産地ブランドづくりや農業ビジネスの創出を図ります。</li> </ul>
2 商工業	<p>(1) 商工業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会との連携を強化し、商店街の活性化を図るための諸施策を推進します。空き店舗を有効活用するための施策や既存店舗の活性化を図るために行う小規模企業への支援等、官民協働により商店街の再生に努めます。また、金融機関等との連携により、町内で起業する事業者への支援を検討します。</li> </ul> <p>(2) 企業誘致の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業誘致を推進することで地域経済の活性化はもとより、雇用機会の創出を図ります。また、新たな交流拠点の整備により、「ひと」と「もの」の流れを活発にし、町の更なる活性化を図ります。</li> </ul>
3 観光	<p>(1) 観光の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・円鏡寺等の町が誇る観光資源を広くPRする等、本町の魅力についての積極的な発信に努めます。また、観光協会が実施する観光振興事業への補助等を継続して行うとともに、門前市事業への支援に努めます。更に、近隣市町との連携による広域的な観光ルートの開発について検討します。</li> </ul>

基本目標 V	みんなの力で健やかに暮らせるまち
1 子育て支援	<p><b>(1) 子育て支援サービスの充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての親が子育ての楽しさや喜びを感じ、すべての子どもたちがのびのびと成長できるまちづくりを理念に掲げた「北方町子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、子育て支援サービスの充実を図るとともに、地域全体が子育てに協力する環境づくりを推進します。</li> </ul>
2 地域福祉	<p><b>(1) 地域福祉の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり暮らしの高齢者等、支援が必要な人を地域全体で支え合う環境を目指し、社会福祉協議会や各種ボランティア団体と連携し、福祉サービスの提供に努めます。また、地域福祉活動の必要性を広く周知するとともに、ボランティアの自発的な活動の促進に努めます。</li> </ul>
3 高齢者福祉	<p><b>(1) 地域包括ケアシステムの構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者が住み慣れた地域や家庭において自分らしい暮らしができるよう医療、介護、福祉等の連携により地域包括ケアシステムの構築を図ります。</li> </ul> <p><b>(2) 高齢者の生活支援等の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>老人クラブや地域の趣味講座、軽スポーツ等への高齢者の積極的な参加を啓発するとともに、安心・安全な生活を送ることができるよう配食サービスや緊急通報装置の設置等の福祉サービスの継続に努めます。</li> </ul>
4 障がい者（児）福祉	<p><b>(1) 障がい者（児）福祉の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者が必要なサービスを受けながら、地域の中で安心して暮らせるまちづくりを推進します。また、地域活動支援センター「もちの木」では、障がい者の生産活動への支援及び地域社会との交流促進を図ります。</li> </ul> <p><b>(2) 障がい者（児）への配慮や権利擁護の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者差別解消法において、行政サービス等における障がい者への配慮が求められていることから、職員の障がいに対する理解を深めるとともに、庁内における相談体制の構築を図ります。また、併せて町内事業所等への周知及び啓発に努めます。</li> </ul>

基本目標 V	みんなの力で健やかに暮らせるまち
<p><b>5 保健・医療</b></p>	<p><b>(1) 健康づくりの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健（検）診の必要性について啓発し、各種健（検）診において、あらゆる世代が受診しやすい体制づくりを推進し、生活習慣病の発症や重症化の予防、がんの早期発見・早期治療につなげることにより、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図ります。</li> </ul> <p><b>(2) 包括的な子育て支援の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を実施するため、関係機関が連携を図り、包括的に子育てを支援できる体制の構築を図ります。</li> </ul> <p><b>(3) 保健・医療の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関との連携により、健診結果が重症化予防につながるような体制づくりを推進します。かかりつけ医等をもつことや適時適切な初期診断、専門医療による治療等の啓発に努めます。また、在宅療養を希望する人への支援が包括的になされるよう、関係機関の連携を図ります。</li> </ul>
<p><b>6 社会保障</b></p>	<p><b>(1) 国民健康保険事業の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・かかりつけ医、ジェネリック医薬品の奨励等を啓発し、医療費の適正化に努めます。また、特定健診未受診者を対象とした健康状態の把握と受診勧奨の強化に努め、生活習慣病の発症や重症化の予防に努めます。</li> </ul>



基本目標 VI	夢をもち共に学び合えるまち
1 学校教育	<p>(1) 教育活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもたちの学ぶ意欲を高め、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成する幼稚園・学校の教育活動を支援します。また、子どもたちを指導する教職員が十分に力を発揮できるように、研修への参加等の支援に努めます。</li> </ul> <p>(2) 教育環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもたちが安全な環境で学ぶことができるように、教育施設や設備、教材の整備を推進します。また、安心して学ぶことができるようにするために、いじめや不登校、問題行動に対応するための生徒指導や教育相談体制の充実を図ります。</li> </ul>
2 家庭や地域の教育	<p>(1) 家庭教育への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の子育てサークルや各種講座、家庭教育学級を通じて、学習機会を提供し、放課後児童クラブを整備する等、家庭教育への支援に努めます。</li> </ul> <p>(2) 地域の教育力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティ・スクールの取り組み、青少年健全育成のネットワークの構築、子どもたちの地域行事への主体的な参加等、地域ぐるみで子どもたちを育む取り組みを推進します。</li> </ul>
3 生涯学習	<p>(1) 多様な学習機会の充実・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>趣味や教養を高めるための学習機会を提供するとともに、地域の課題やニーズに応じた住民の主体的な生涯学習活動への支援に努めます。また、学習活動に取り組んだ成果を社会に還元するよう支援に努めます。</li> </ul> <p>(2) 平和・人権教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会人権教育計画に沿って、家庭教育学級や青少年育成町民会議での啓発や、人権に関する研修会・講演会等を開催することで、平和や人権について考える機会となるよう努めます。</li> </ul>
4 文化・スポーツの振興	<p>(1) 芸術文化活動の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>質の高い本物の文化にふれる機会を充実させるとともに、住民の主体的な活動の支援に努めます。</li> </ul> <p>(2) 文化財の保存・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文化財や伝統文化の保存、活用、継承のための取り組みを支援したり、推進したりします。</li> </ul> <p>(3) スポーツに親しむ機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民のだれもが楽しく生きがいをもって運動やスポーツに関わっていけるよう、住民主体のスポーツ活動を推進します。</li> </ul>



## 第3部

## 基本計画

## 基本目標 I



つながりと信頼を深め  
みんなの力でつくるまち

### 施策とその内容

- 1 住民参加・協働
- 2 地域コミュニティ・ボランティア
- 3 行財政運営

# 1 住民参加・協働

- (1) 住民参加と協働の推進
- (2) 情報提供・情報公開の充実

## 基本的な施策の方向

住民の行政への関与については、年々活発になっており、行政主導から住民主体へと変わりつつあります。しかしながら、特定の個人や自治会、団体等への偏りも否めないことから、今後は幅広い層に対し参加を促進していく必要があります。特に行政への関心が薄いと考えられる若い世代への働きかけを積極的に行い、あらゆる年齢層との協働を図ることにより、一層活発なまちづくりを推進します。

また、これまでは住民の行政への参加、意見や要望等に対するフィードバックが十分になされていなかったため、今後は、住民の行政への参加状況や、意見や要望等がどのように政策に反映されているか等の情報提供を行い、住民との信頼関係の確立を図ります。

広報きたがたやホームページについては、住民への情報伝達において最も重要な媒体であるため、今後も「見やすい・わかりやすい」をコンセプトとし、新鮮な行政情報等の積極的な提供に努めます。

また、情報公開制度の適切な運用により、住民の行政に対する信頼と理解を更に深め、公正で透明な行政の実現を図ります。



## (1) 住民参加と協働の推進

### 現状と課題

本町は転出入が多いため、住民の町への帰属意識も芽生えにくく、住民相互のつながりも希薄になりがちです。そのため、住民と行政との協働によるまちづくりを推進し、住民の帰属意識の高揚を図る必要があります。今後は、住民参加と協働の更なる推進を図るため、特に若い世代の行政への参加を促し、幅広い年齢層が行政に関わりあえるまちづくりの推進が課題となっています。

また、住民の意見や要望等に対して、フィードバックが十分になされていないのが実状であるため、住民の行政への参加状況や、意見や要望がどのように政策に反映されているか等の情報を提供する必要があります。

年々関心が高まりつつある町民対話集会や成熟期を迎えた政策審議会、まちづくり活動等に対する取り組みについても、その成果に関して評価や検証を行い、今後の方向性や存続等を検討する必要があります。

### 施策の方向

- 若い世代の行政への参加を促し、幅広い年齢層が行政と協働する体制の構築に努めます。
- 広報きたがたやホームページ等の媒体を活用し、住民の行政への参加状況等の情報提供に努めます。

### 主な事業

事業名	担当課
① 住民協働推進事業	総務課
② 住民向け予算書「わかりやすい予算説明書」発行事業	
③ 町民対話集会（予算説明会）	
④ 北方町役場に望む声	

○町民対話集会（予算説明会）参加者数の推移

(人)

区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
参加者数	184	234	366	342	232

平成23・25・26年は8回、平成24年は9回、平成27年は7回開催

資料：総務課

## (2) 情報提供・情報公開の充実

### 現状と課題

「見やすい・わかりやすい」をコンセプトに、広報きたがたやホームページのデザインのリニューアルを行うとともに、新たにキッズページを追加し、掲載情報の更新頻度を増やすことにより、より新鮮な情報提供が行える体制を整えました。また、行政情報等が多数掲載された「くらしの便利帳」を新たに発刊する等、住民への情報提供に重点を置いた事業を進めました。しかし、その一方で、それらに対する住民の評価や満足度については十分に把握できておらず、今後は各種調査等により住民のニーズを的確に掴む必要があります。

また、住民が行政を知る手段のひとつである情報公開制度についても、適切に運用することにより、住民の行政に対する信頼と理解を深め、公正で透明な行政の実現が課題となっています。

### 施策の方向

- 広報きたがたやホームページについては、住民にとって必要な情報の正確かつ迅速な提供に努めます。また、住民の満足度等についての調査の実施を検討します。
- 情報公開制度の適切な運用により、住民の行政に対する信頼と理解を更に深め、公正で透明な行政の実現を図ります。

### 主な事業

事業名	担当課
① 広報きたがた・ホームページの充実	総務課
② 情報公開制度	

## 2 地域コミュニティ・ボランティア

- （1）地域自治活動・地域交流の活性化
- （2）地域ボランティアの推進

### 基本的な施策の方向

本町では、自治活動や地域交流の活性化が住民主体のまちづくりにおいて重要となります。そのため、地域で活動する自治会、老人クラブ、子ども会等様々な団体がつながりを持ち、互いに連携しあえるように、活動の活性化につながる情報提供等の支援を図ります。

また、地域の人々の絆を深め、社会問題の受け皿としても期待される地域ボランティア活動の重要性も高まりつつあります。個人や団体が支え合う新たな「公共」による社会を形成していくためには、地域ボランティア活動を町全体で支援する体制づくりが必要であると考えます。そのため、社会福祉協議会や生涯学習センターと協働して、ボランティアの募集や育成、活動の場の提供に努めます。



## (1) 地域自治活動・地域交流の活性化

### 現状と課題

都市化や生活様式が多様化するにつれて、地域への帰属意識や連帯意識が希薄化し、自治会活動に消極的な住民が増える傾向から、地域活動が円滑でない自治会も少なくありません。

本町における自治会活動は、加入世帯の減少や高齢化により、十分な活動を行えない自治会がある一方で、世帯の増加により声の行き届かない自治会もあります。

こうしたことから、減少傾向にある加入数の増加を図り、活発な地域活動を促進していく上では、自治会との情報交換の仕組みづくりや魅力ある自治会活動を展開することが重要です。

### 施策の方向

- 自治会や老人クラブ、子ども会等様々な団体の活動の更なる活性化と組織間の連携を推進します。
- 自治会との情報交換の仕組みづくりを進め、自治会相互の交流や連携による活動への展開を図ります。
- 住民同士のつながりを大切にし、まちを元気にするまちづくり活動団体への助成に努めます。

### 主な事業

事業名	担当課
① 自治会における地域活動への支援	総務課
② 地域の組織や団体の連携による活動展開への支援	



## (2) 地域ボランティアの推進

### 現状と課題

本町では、ひとり暮らし高齢者の見守りや障がい者、子育て家庭への支援等様々な地域ボランティア活動が行われています。ボランティア団体数は平成27年度には31団体、登録者数は532人ですが、これらは減少傾向にあります。

今後は、地域の活性化を図るためにも、現在の団体数の維持に努めるとともに、ボランティア活動が更に活発なものとなるよう、その必要性及び重要性の周知等が課題となっています。

### 施策の方向

- 社会福祉協議会との連携により地域ボランティアを育成し、その活動の活性化を図ります。
- 生涯学習センターを拠点として、様々なボランティアを募集、育成し、更に活動の場を提供する等、地域の活性化につながるような支援に努めます。

### 主な事業

事業名	担当課
① ボランティア団体の活動支援	福祉健康課・ 教育課
② 各種ボランティア講座の開設	

#### ○ボランティア団体数・登録者数の推移

区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
団体数	35	43	33	33	31
登録者数	597	548	537	521	532

資料：社会福祉協議会（各年3月31日）

# 3 行財政運営

- (1) 効率的な行財政運営の推進
- (2) 広域行政の推進

## 基本的な施策の方向

本町の行財政運営については、課税対象の的確な把握や公正な賦課徴収により税収の確保を図り、将来にわたる健全な財政運営を推進します。また、重点的かつ効率的な予算配分を行い、受益と負担の適正化を図ります。更には、公共施設の長寿命化や建て替え費用等の見込みを算出し、財政の見通しを立てたうえで安定的な財政運営を図ります。

また、広域行政を推進していくうえで、町単独では困難な課題や行政区域を越えた共通の課題等に対し、近隣市町と協働して取り組んでいくことにより、体制の充実を図ります。



## (1) 効率的な行財政運営の推進

### 現状と課題

本町の財政は、自主財源である町税が平成27年度に若干減少したものの、この5年は増加傾向にありました。また、依存財源である地方交付税や交付金等についても増加しているため、50%以上が依存財源という財政状況は変わっておらず、自主財源の安定的な確保のため、収納対策の強化が重要となっています。こうした状況を踏まえて、本町では税務行政の効率化を図るため、機構改革を実施し、課税事務を担当する税務課と徴税事務を担当する収納課を統合し、対応にあたっています。

今後は、社会保障関係費が増大する一方、歳入である地方交付税は減少が見込まれるため、経常経費の見直しや個々の事業についての無駄を無くす等、見直しが課題となっています。

また、公共施設の改修や更新には多額の費用が必要となるため、公共施設等総合管理計画に基づき、今後の人口推移等も勘案したうえで、真に必要な施設について整理や縮小も視野に入れて見極めることにより、今後の財政見通しを立てながら安定した財政運営を行う必要があります。

### 施策の方向

- 課税対象の的確な把握や公正な賦課徴収により税収の確保を図り、将来にわたる健全な財政運営に努めます。
- 職員の資質や政策形成能力等の向上を図るとともに、事業評価・見直しにより無駄のない効率的な行財政運営を推進します。
- 重点的かつ効率的な予算配分を行い、受益と負担の適正化に努めます。
- 公共施設等総合管理計画と地方公会計での財務資料等により今後の財政見通しを立て、より安定した財政運営を推進します。

### 主な事業

事業名	担当課
① 自主財源の確保（公正な賦課徴収）	税務課・総務課
② 公共施設等総合管理計画の作成・実施	総務課
③ 組織・機構の見直し	

○歳入及び歳出額の推移

(百万円)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
歳 入	5,465	5,962	6,934	7,223	7,633
歳 出	5,120	5,621	6,548	6,923	7,215

資料：総務課

○財源別歳入の推移

(百万円)

区 分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
自主財源	町 税	2,143	2,163	2,209	2,230	2,197
	分担金及び負担金	12	7	11	16	17
	使用料及び手数料	137	145	150	154	158
	諸 収 入	115	132	123	75	90
	その他（繰入金等）	372	399	388	912	1,094
	計	2,779	2,846	2,881	3,387	3,556
	財 源 比 率 (%)	50.9	47.7	41.5	46.9	46.6
依存財源	地 方 交 付 税	1,202	1,241	1,221	1,184	1,243
	国 庫 支 出 金	474	603	1,491	915	756
	県 支 出 金	387	383	316	342	391
	町 債	364	639	763	1,112	1,262
	譲 与 税・ 交 付 金	259	250	262	283	425
	計	2,686	3,116	4,053	3,836	4,077
	財 源 比 率 (%)	49.1	52.3	58.5	53.1	53.4
歳 入 合 計	5,465	5,962	6,934	7,223	7,633	

資料：総務課

○財政力指数

(千円)

区 分	平成27年度
基準財政需要額	3,168,746
基準財政収入額	1,998,848
地 方 交 付 税	1,243,261
普 通	1,169,898
特 別	73,363
財 政 力 指 数	0.63

財政力指数＝基準財政収入額／基準財政需要額／3カ年

資料：総務課

○財政力指数の推移

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
財政力指数	0.65	0.62	0.62	0.62	0.63

資料：総務課

## (2) 広域行政の推進

### 現状と課題

町単独で解決することが困難な課題や、行政区域を越えた共通の課題に対し、関係する自治体で協力して取り組むことができるよう連携を強めるとともに、広域行政推進体制を整備し、その充実に努めることが重要です。

本町では、広域的な観点から、生活基盤の整備や住民生活の利便性の向上を図るため、もとす広域連合をはじめ、消防業務や廃棄物処理等を共同運営しています。今後も、広域的に取り組むことで解決を図る事例や、国の施策の見直しによる既存消防業務の枠組み等について、調査研究を行う必要があります。

### 施策の方向

- 「岐阜地域広域圏協議会」の構成市町との連携強化により、広域的なサービスの研究に努めます。
- 介護、消防、保険事業等の特定の分野においては、広域市町村で行う際のメリットとデメリットをよく検討するとともに、具体的な取り組みを推進します。

### 主な事業

事業名	担当課
① 消防業務の広域化協議	防災安全課
② 国民健康保険事業の広域化協議	住民保険課
③ 岐阜地域広域圏協議会事業	総務課

## 基本目標 Ⅱ



いつまでも  
住み続けたいまち

### 施策とその内容

- 1 都市基盤
- 2 交通基盤
- 3 上水道・下水道
- 4 環境・衛生

# 1 都市基盤

- (1) 都市計画の推進
- (2) 空家対策・定住促進
- (3) 公園・緑地の回廊の形成

## 基本的な施策の方向

いつまでも住み続けたいまちであるためには、安心して生活できる住宅及び周辺環境の整備が欠かせません。そのため、市街化区域においては健全な都市形成を推進し、市街化調整区域においては優良農地の保全を図りながら、地域再生計画に基づく事業を推進します。更に、将来の土地利用を見据えた用途地域の変更を検討し、現在進めている高屋西部土地区画整理事業の早期完成を目指します。

また、長期的な視野のもと、公園や河川等の緑や水辺空間の保全と創出により、町全体を一つの公園にみたくて、連続する緑と清流の回廊を形成することで、自然が身近に感じられる快適な環境づくりを推進します。

近年問題となっている空家対策については、住民との協働により実態の把握やその活用法についての検討を進め、居住環境の整備、改善及び地域の活性化、防災力・防犯力の向上を図ります。また、定住奨励施策の充実に努め、特に若い世代の定住の促進を図ります。



## (1) 都市計画の推進

### 現状と課題

本町は昭和38年に岐阜都市計画区域に参画し、土地区画整理事業を根幹とした都市計画道路等の整備を進めながら、住宅都市として発展してきました。

しかし、近年は人口が減少に転じ、住環境の整備だけでは町の発展が進まないことから、今後も住みたくなるようなまちであり続けるためには、農工商の各産業が連携した活力あるまちづくりが求められています。そのため、快適な住環境を保持するとともに、都市基盤の強化に努める必要があります。

### 施策の方向

- 市街化区域においては健全な都市形成を推進し、市街化調整区域においては優良農地の保全を図りながら、地域再生計画に基づく事業を推進します。
- 高屋西部土地区画整理事業の早期完成に向け、土地区画整理組合と連携して事業を推進します。
- 将来の土地利用を見据えた用途地域や都市計画道路の見直し、ミニ土地区画整理等の市街地整備について引き続き検討します。
- 正確な土地情報を把握するため、地籍調査業務の着手について検討します。

### 主な事業

事業名	担当課
① 岐阜都市計画区域マスタープランの見直し	都市環境課
② 高屋西部土地区画整理事業の早期完成	
③ 地籍調査業務の検討	



○土地利用区分の推移

区 分	面積 (ha)			構成比 (%)		
	平成15年	平成20年	平成27年	平成15年	平成20年	平成27年
宅 地	215.0	225.5	238.2	41.6	43.6	46.0
住宅地	118.0	127.7	140.6	22.8	24.7	27.2
その他	97.0	97.8	97.6	18.8	18.9	18.8
農 用 地	149.5	139.1	118.4	28.9	26.9	22.9
田	97.6	90.3	75.9	18.9	17.5	14.7
畑	51.9	48.8	42.5	10.0	9.4	8.2
山 林	0.8	0.7	0.7	0.2	0.2	0.1
池沼・原野	2.3	2.3	1.1	0.4	0.4	0.2
雑 種 地	7.5	7.6	13.3	1.5	1.5	2.6
※その他	141.9	141.8	146.3	27.4	27.4	28.2
合 計	517.0	517.0	518.0	100.0	100.0	100.0

※には、道路、河川、公園等が含まれる。

資料：税務課（各年1月1日）

○用途地域

(ha)

区分	第1種 低層 住居 専用地域	第1種 中高層 住居 専用地域	第2種 中高層 住居 専用地域	第1種 住居 地域	第2種 住居 地域	近商 隣業 地	商 業 地 域	準工業 地 域	工 業 専 用 地 域	市街化 区域計	市街化 調整 区 域	合計
面積	24.2	86.3	52.1	95.5	58.5	46.7	16.0	37.8	17.7	434.8	82.2	517.0

資料：都市環境課（平成29年2月）

○市街化区域内の未利用地の推移

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
市街化区域面積 (ha)	401	401	401	401	401
未利用地面積 (ha)	0.2	0.0	0.1	0.1	0.4
未 利 用 地 率 (%)	0.04	0.00	0.02	0.02	0.10

資料：都市環境課（平成28年7月）

## (2) 空家対策・定住促進

### 現状と課題

空家の増加が全国的な問題となっている中、平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が公布され、空家に対する実態調査や所有者への指導等の対策が本格化しています。

今後は、このような対策と併せて、地方創生で掲げられたUJIターンの推進による本町への移住や定住の促進が課題となっています。

### 施策の方向

- 空家対策計画を策定し、空家の適切な管理や利活用について検討を進め、地域の活性化や防犯力の向上を図ります。
- 定住奨励施策の充実に努め、特に若い世代の定住の促進を図ります。

### 主な事業

事業名	担当課
① 空家対策事業	防災安全課
② 定住促進事業	税務課

## (3) 公園・緑地の回廊の形成

### 現状と課題

公園等の身近な緑地空間は、景観の形成や災害時における避難地等、多様な役割を担い、人と自然が触れ合う重要な要素となっています。

本町では、これまでに土地区画整理事業に伴う都市公園や夕べが池自然公園・円鏡寺公園・百年河川公園・天王川水と緑のふれあい公園等を整備し、自然との調和のとれたまちづくりを進めてきました。清流平和公園の整備にあたっては、地域住民から選出された委員によるワークショップを開催し、住民参加による公園づくりを行ってきました。

高屋芝原線（グリーン通り）では植栽の低木帯を撤去し、高木帯だけの街路としたことにより、有効歩幅帯が拡幅でき、高齢者や障がい者等に対しても安全性や快適性が向上しました。

河川における緑地保全については、自然との共生をめざす河川事業を推進しており、治水、利水及び生態系の維持と環境にやさしい護岸整備を進めてきました。

今後は、町全体を一つの公園にみたくて緑と清流の回廊を形成する必要があります。

### 施策の方向

- 公園や河川等の緑や水辺空間の保全と創出により、町全体を一つの公園にみたくて連続する緑と清流の回廊を形成することで、自然が身近に感じられる快適な環境づくりを推進します。
- 公園の整備、改修においては、計画段階から地域住民に参画を求め、身近で愛着ある公園とするための体制づくりに努めます。

### 主な事業

事業名	担当課
① 都市公園の緑地保全	都市環境課
② 都市計画道路の植栽保全	
③ 公園整備の計画段階からの体制づくり	

○公園の状況

区分	名称	面積	完成年	
公園	佃公園	1,366㎡	昭和45年	
	宮東公園	10,007㎡	// 47年	
	芝原東公園	1,523㎡	// 48年	
	条里公園	10,262㎡	// 53年	
	馬道公園	2,325㎡	// 55年	
	石仏公園	2,095㎡	// 55年	
	伊勢田公園	2,016㎡	// 56年	
	曲路公園	3,526㎡	// 59年	
	都市公園	北方中央公園	14,499㎡	// 62年
	小柳公園	2,104㎡	平成元年	
	柱本公園	2,100㎡	// 2年	
	淵之上公園	2,100㎡	// 4年	
	間長島公園	1,123㎡	// 5年	
	平成公園	3,252㎡	// 6年	
	八切公園	1,229㎡	// 19年	
	東加茂公園	1,650㎡	// 18年	
	加茂公園	2,500㎡	// 19年	
	町制120年記念公園	1,850㎡	// 20年	
	清流平和公園	11,535㎡	// 27年	
		計 (19カ所)	77,062㎡	
その他	夕べが池自然公園	6,161㎡	平成元年	
	北方円鏡寺公園	7,100㎡	// 2年	
	百年河川公園 (糸貫川)	900㎡	// 5年	
	天王川水と緑のふれあい公園	9,200㎡	// 11年	
	北方町防災公園	6,210㎡	// 26年	
		計 (5カ所)	29,571㎡	
子ども遊園	9カ所	4,451㎡		
合計		111,084㎡		

資料：都市環境課 (平成 28 年 7 月)

○都市計画公園の整備状況

区 分	都市計画区域内 人口 (千人)	公園数	面積 (ha)	一人当たり面積 (㎡)
岐 阜 県	2,024.8	630	1,150.49	5.7
北 方 町	18.2	14	5.63	3.1

資料：都市環境課（平成27年度）

○町が管理する公園数の推移

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
公園数	31	31	31	32	33

資料：都市環境課（各年3月31日）



## 2 交通基盤

- (1) 道路網の維持管理
- (2) 地域公共交通の整備

### 基本的な施策の方向

本町の幹線道路網については、国道、県道と連携した都市計画道路の整備を進めてきましたが、幹線道路以外の生活道路については、老朽化した舗装や側溝の改良が必要であり、利便性の高い道路としての適切な維持管理に努めます。

また、歩道部分の段差解消等、高齢者や障がい者等にとってやさしい歩行空間を確保するためのバリアフリー化を推進します。

本町は、バス路線が唯一の公共交通手段であるため、路線の充実やバス停の整備等、利便性の向上が課題となっています。今後は、利用者数の増加に資する施策を推進し、快適な利用環境の整備に努めます。また、公共交通の充実と合わせて地球にやさしい低炭素型まちづくりを推進します。



## (1) 道路網の維持管理

### 現状と課題

幹線道路網については、国道、県道と連携した都市計画道路の整備により、交通の結節点としての機能が向上してきました。しかしながら、幹線道路以外の生活道路については、老朽化した舗装や側溝等について、修繕が必要な箇所が増えてきています。

また、マウンドアップ歩道部分については、段差が大きいため、高齢者や障がい者等全ての人にやさしい歩行空間を確保する必要があります。

### 施策の方向

- 幹線道路網については、国道、県道と連携した都市計画道路の整備を進めるとともに、幹線道路以外の生活道路においても、修繕工事等による適正な維持管理に努めます。
- 歩道部分の段差を解消し、バリアフリー化を推進します。

### 主な事業

事業名	担当課
① 生活道路の安全安心な歩行空間の確保	都市環境課
② 歩道のバリアフリー化	

○都市計画道路の状況

区分	路線名	延長・幅員	完成年	備考
街路 (計画決定分)	岐阜穂積線	L=340m w=22m	昭和52年	(主) 岐阜巣南大野線
	馬場北方線	L=2,190m w=16m	昭和52年	(主) 北方多度線
	高屋芝原線	L=4,100m w=12m	昭和60年	グリーン通り
	地下前淵之上線	L=1,300m w=12m	昭和60年	青桐通り
	猿五条上起線	L=550m w=12m	昭和61年	
	岐阜北方線	L=1,650m w=22m	昭和63年	(主) 岐阜関ヶ原線
	運動場加茂線	L=1,850m w=12m	昭和52年 480m 平成22年 1,680m	
	高屋加茂線	L=2,500m w=12m	平成元年 1,410m 平成28年 2,500m	100年記念通り
	高屋勅使柱本線	L=550m w=12m	平成29年予定	

資料：都市環境課（平成28年7月）

○主要道路

区分	路線名	
東西線	国道	・157号(303号)
	県道	・主要地方道 岐阜関ヶ原線 ・主要地方道 岐阜巣南大野線
	町道	・都市計画道路 地下前淵之上線(青桐通り) 運動場加茂線 猿五条上起線 高屋勅使柱本線
南北線	県道	・主要地方道 北方多度線
	町道	・都市計画道路 高屋加茂線(100年記念通り) 高屋芝原線(グリーン通り)

資料：都市環境課（平成28年7月）

○道路整備状況

区分	路線名	道路延長(km)	舗装状況		改良状況	
			舗装延長(km)	舗装率(%)	改良延長(km)	改良率(%)
国道	157号(303号)	2.0	2.0	100.0	2.0	100.0
県道	北方多度線(主要地方道)	2.2	4.2	100.0	4.2	100.0
	岐阜関ヶ原線(主要地方道)	1.7				
	岐阜巣南大野線(主要地方道)	0.3				
町道		104.6	100.9	※92.8	102.8	94.5

※軽舗装は含まない。

資料：都市環境課（平成28年7月）



## (2) 地域公共交通の整備

### 現状と課題

住民の公共交通の利便性向上のため、拠点となるバスターミナルを整備するとともに、バス事業者との連携により、路線の再編等を進めてきました。しかし、近年は高齢化に伴い、通勤や通学だけでなく、高齢者の移動手段としての役割がますます求められています。こうした需要に対応するため、近隣市町との広域的な連携強化や、利便性の更なる向上が課題となっています。

### 施策の方向

- 近隣市町との連携による路線の再編成を推進します。
- 公共交通を維持するためには利用者の増加が不可欠であるため、利用促進を図ります。
- 利用者に対するアンケート調査等に基づき、幹線バス路線等の実証実験を検討します。

### 主な事業

事業名	担当課
① バス路線整備事業	防災安全課
② バス利用促進事業	

#### ○バス利用者数の推移

(人)

路線	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
モレラ忠節線	224,051	268,834	293,755	304,421	317,531
北方河渡線	135,390	135,391	135,056	140,242	135,526
真正大縄場線	279,002	265,361	274,220	277,465	286,748
大野忠節線	357,814	371,013	372,808	388,327	403,906
大野穂積線	27,349	27,949	37,252	39,416	38,758
岐阜高専線	56,130	48,046	46,737	52,031	52,333
計	1,079,736	1,116,594	1,159,828	1,201,902	1,234,802
前年比 (%)	101.0	103.4	103.8	103.6	102.7

資料：岐阜乗合自動車(株)

## ○バス停別乗降者数の推移

(人)

バス停		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年	
		乗車	降車	乗車	降車	乗車	降車	乗車	降車	乗車	降車
1	北方バスターミナル	43,065	44,667	46,045	48,270	49,462	53,664	54,211	55,713	56,534	56,649
2	岐阜農林高校北	16,558	14,863	17,362	16,065	20,248	19,599	23,280	23,139	30,810	29,750
3	曲路	10,950	11,601	10,172	10,647	10,030	10,507	10,554	11,025	11,765	11,863
4	東加茂	12,140	13,692	12,511	14,302	11,955	12,730	9,298	9,519	8,570	8,844
5	北方栄町	9,087	9,732	8,489	8,798	8,541	8,750	8,678	9,196	7,925	8,777
6	サントウン通り	7,340	6,860	7,485	7,568	7,646	7,615	7,491	7,550	6,956	7,071
7	加茂町	10,158	9,729	9,393	7,786	8,278	6,091	8,274	5,770	6,584	4,776
8	本巣消防署	6,441	5,780	6,153	5,359	6,685	5,899	6,542	6,699	5,996	6,080
9	高屋太子	4,873	4,464	5,855	5,943	6,009	6,351	7,063	6,701	6,901	5,630
10	北方一本松	6,794	7,626	6,365	6,872	6,245	7,060	6,490	6,946	7,172	7,226
11	北方円鏡寺前	6,904	6,397	6,309	6,098	6,056	5,271	5,652	4,567	5,346	4,512
12	北方西小学校	3,470	3,404	3,195	3,623	3,958	3,967	3,923	4,861	3,778	4,460
13	伊勢田2丁目	4,211	3,321	3,581	3,335	4,495	3,562	4,641	3,754	3,758	3,518
14	芝原6丁目	2,550	2,398	2,466	2,431	2,232	2,394	2,398	2,452	1,815	2,037
15	芝原4丁目	1,587	1,677	1,802	1,771	1,891	1,809	2,257	1,930	2,477	1,991
16	北方柱本	2,211	2,055	2,124	2,025	2,195	2,048	2,013	2,252	2,406	2,333
17	高屋	2,116	1,793	2,164	1,888	2,463	2,019	2,190	2,066	2,067	1,955
18	岐阜農林高校前	3,583	7,114	2,518	2,670	1,881	1,823	1,704	1,925	1,645	2,071
19	アピタ北方前	1,848	2,978	1,584	2,665	1,253	2,269	1,282	2,266	1,420	3,060
20	柱本南	1,450	1,330	1,538	1,137	1,891	1,464	1,468	1,385	1,256	1,507
21	ハイタウン北方	1,070	1,375	902	1,208	1,120	1,440	1,095	1,409	1,021	1,131
22	加茂若宮	784	1,045	672	880	656	831	453	467	440	472
	計	159,190	163,901	158,685	161,341	165,190	167,163	170,957	171,592	176,642	175,713
	前年比 (%)	107.5	106.5	99.7	98.4	104.1	103.6	103.5	102.6	103.3	102.4

資料：岐阜乗合自動車㈱

# 3 上水道・下水道

- (1) 上水道の維持管理
- (2) 下水道の維持管理

## 基本的な施策の方向

本町の上水道事業は、昭和47年に事業認可を得て、昭和50年に給水を開始しました。その後、昭和53年に取水井の位置変更、昭和62年に取水施設の追加、平成6年に第3次拡張事業として配水タンクを増設し、現在に至っています。

配水管等の水道施設は約40年を経過し、経年劣化が進んでいるため、老朽化した管の破損による漏水が多発し、有収率の低下を招く等様々な影響が表面化してきました。そのため、長寿命化計画を策定し、老朽管の更新や施設の長寿命化対策を推進します。

また、下水道は、平成10年の供用開始から18年が経過し、平成28年度末現在の下水道整備率は99.9%で、現在進めている高屋西部土地区画整理事業地内の整備事業が完了すると100%となります。一方で下水道への接続率は82%で、新築に伴う微増のみであるため、下水道利用の快適性、環境保全対策としての有効性・重要性をPRし、接続率の向上に努めます。更に、多くの機械・電気設備が標準的耐用年数である15年を経過しているため、施設の長寿命化、耐震化対策等、計画的な維持管理に努めます。

財政状況が厳しい中、上水道・下水道ともに建設拡張の時代から本格的な維持管理の時代に入し、維持管理費が増える一方であり、人口減少や節水機器の普及等により料金収入が減少する等、事業を取り巻く経営環境は大きく変化してきております。

こうした状況を踏まえ、上水道・下水道事業が今後も安心・安全で、安定的かつ持続可能な事業とするため、財政状況や経営状況を把握、分析して経営戦略を策定する等、経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図ります。

## (1) 上水道の維持管理

### 現状と課題

約40年を経過した本町の水道施設は、老朽化が進行し、耐震性も十分ではないのが現状です。近年は、地震等の災害に対する安全性の確保が課題であるため、計画的に老朽管を耐震管へ更新していく必要があります。

また、増加を続けてきた人口は、少子化、高齢化に伴う減少社会を迎えており、将来の給水収益にも大きく影響します。今後は、給水サービスの一層の向上を目指し、経営基盤の強化を図る等新たな課題に取り組んでいく必要があります。

### 施策の方向

- 平成28年度に策定した「長寿命化計画」を基に、老朽管から耐震管への更新を推進します。
- 安全で良質な水道水を効率的に安定供給し続けるために、施設の長寿命化や耐震化を図り、適切な維持管理に努めます。
- 将来にわたって安定的に事業を継続していくため、経営の中長期的な基本計画である「経営戦略」の策定を推進します。

### 主な事業

事業名	担当課
① 老朽管布設替事業	上下水道課
② 水道施設維持管理事業（長寿命化・耐震化）	
③ 経営戦略策定	

○施策評価指標・目標値

区 分	現状 (平成27年度)	中間年度 (平成32年度)	目標年度 (平成36年度)
給水人口(人)	17,260	17,630	17,737
利用人口率(%)	94.6	95.9	96.9
年間給水量(m <sup>3</sup> )	1,755,426	1,793,610	1,802,370

○上水道事業規模の推移

区 分	平成元年度	平成8年度	平成18年度	平成27年度
給水人口(人)	13,262	15,559	16,932	17,260
給水戸数(戸)	4,056	5,065	6,318	7,004
利用人口率(%)	85.5	91.0	92.8	94.6
年間給水量(m <sup>3</sup> )	1,150,290	1,540,951	1,745,957	1,755,426
1日平均給水量(m <sup>3</sup> )	3,151	4,222	4,783	4,796

資料：上下水道課

○水道料金の推移

区 分	昭和50年4月1日～ 昭和51年3月31日	昭和51年4月1日～ 昭和52年3月31日	昭和52年4月1日～ 昭和55年4月30日	昭和55年5月1日～
基本料金(1か月)	500円/10m <sup>3</sup>	600円/12m <sup>3</sup>	600円/12m <sup>3</sup>	800円/12m <sup>3</sup>
超過料金	20円/m <sup>3</sup>	40円/m <sup>3</sup>	50円/m <sup>3</sup>	70円/m <sup>3</sup>

消費税抜き

資料：上下水道課

○上水道普及率の推移

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
給水人口(人)	17,262	17,334	17,332	17,257	17,260
普及率(%)	93.9	93.9	94.2	94.2	94.6
全国平均普及率(%)	97.6	97.7	97.7	97.8	-

資料：水道統計調査(各年3月31日)

## (2) 下水道の維持管理

### 現状と課題

本町のふれあい水センターは、多くの機械・電気設備が標準的耐用年数である15年を経過しています。そのため、本町では、部品単位での改良が可能なストックマネジメントを考慮した下水道長寿命化計画を平成24年度に策定し、更新を行ってきました。今後も、持続可能な事業の実施を図るため、下水道施設をより計画的かつ効率的に維持管理していく必要があります。

財政状況が厳しい中、建設拡張の時代から本格的な維持管理の時代に突入し、維持管理費が増える一方で、人口減少や節水機器の普及等により料金収入も減少する等、下水道事業を取り巻く経営環境は大きく変化してきています。

### 施策の方向

- 施設の長寿命化や耐震化を図り、適切な維持管理に努めます。
- 安定的に事業を継続していくため、経営の中長期的な基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図ります。
- 下水道の未接続者に対する広報を継続し、接続率の向上に努めます。

### 主な事業

事業名	担当課
① 下水道施設長寿命化事業	上下水道課
② 下水道施設耐震化事業	
③ 下水道普及促進事業	

#### ○施策評価指標・目標値

区分	現状 (平成27年度)	中間年度 (平成32年度)	目標年度 (平成36年度)
下水道整備率 (%)	99.9	100.0	100.0
下水道接続率 (%)	82.0	82.9	84.1
処 理 人 口 (人)	14,964	15,507	15,954

○下水道事業計画概要

区 分		全体計画	事業認可
処 理 区 域 面 積 (ha)		407	407
処 理 人 口 (人)		18,290	18,530
処 理 能 力 (m <sup>3</sup> /日)		11,500	11,500
排 除 方 法		分流式	
処 理 方 法		オキシデーションディッチ法	
計 画 水 質	流 入 (mg/ℓ)	BOD 193,COD 131,SS 158,T-N 27.2,T-P 3.50	
	放 流 (mg/ℓ)	BOD 15,T-N 15,T-P 1.5	
放 流 先		一級河川 天王川	
整 備 済 面 積 (ha)		395.6	
整 備 率 (%)		99.9	
敷 設 管 渠 (m)		104,740	

資料：上下水道課（平成27年3月31日）

○建設費及び財源の推移

(千円)

	区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
建設費	管 渠	6,383	37,381	51,094	43,705	66,032
	処 理 場	0	5,336	2,625	48,454	48,182
	用 地	0	0	0	0	0
	合 計	6,383	42,717	53,719	92,159	114,214
財源の内訳	国 費	0	14,490	19,000	40,000	40,000
	県 費	0	0	0	0	0
	地 方 債	0	0	0	31,500	30,500
	町費及び負担金	6,383	28,227	34,719	20,659	43,714

資料：上下水道課

○下水道接続状況

区 分	処理区域内		下水道整備済		
	世帯数(世帯)	人口(人)	世帯数(世帯)	人口(人)	接続率
平成23年度	6,913	18,461	5,391	14,493	78.5
平成24年度	6,987	18,487	5,463	14,704	79.5
平成25年度	7,057	18,389	5,540	14,625	79.5
平成26年度	7,090	18,309	5,597	14,600	79.7
平成27年度	7,159	18,248	5,815	14,964	82.0

資料：上下水道課（各年3月31日）

○下水道維持管理費等の推移

区 分	維持管理費(千円)		使用料収入 (千円)	月の世帯平均 使用料金(円)	地方債の残高 (千円)
	一般管理費	処理場管理費			
平成23年度	31,838	135,985	246,329	2,957	5,077,495
平成24年度	40,318	142,274	248,904	2,981	4,803,164
平成25年度	28,441	157,646	251,322	3,085	4,521,533
平成26年度	31,507	162,014	254,109	2,996	4,263,876
平成27年度	29,380	157,391	253,769	2,992	3,997,462

資料：上下水道課

○下水道普及率の推移

(%)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
北 方 町	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
全 国 平 均	75.8	76.3	77.0	77.6	77.6

資料：上下水道課（各年3月31日）





## 4 環境・衛生

- (1) 分別収集処理体制の充実と循環型社会形成の推進
- (2) 環境保全活動の推進
- (3) 環境汚染防止対策の推進
- (4) 省エネルギーによる環境保全の推進

### 基本的な施策の方向

本町は、都市基盤整備事業の推進により市街地が形成され、良好な住宅地となっています。この都市化された住環境の快適性向上のため、これまでごみの減量化、再資源化や美化運動、各種環境調査や企業との公害防止協定の締結等様々な環境保全に関する取り組みを行ってきました。これらの施策により、可燃ごみの排出量はピーク時に比べ約1,900 t 減少し、公害事例の減少や河川の水質向上等、本町の生活環境、公衆衛生は、以前に比べ大幅に向上していますが、苦情や相談は現在も時折寄せられます。

また、減量化には成功しているものの、可燃ごみの排出量は、同様に広域処理を実施している近隣市町において、未だに住民1人当りの搬入量は本町が一番多いのが現状であり、ごみ減量化・再資源化のための循環型社会形成への取り組みや、環境保全活動に対する施策を、行政のみで行うには限界があるといえます。

今後は、地域住民やコミュニティ団体、事業者、学校等と協働で各種事業を展開し、地域が主体となって取り組むことにより、良好な生活環境を維持し、より暮らしやすい魅力的なまちづくりを推進します。

また、公害防止対策やクリーンエネルギーの導入促進により、温室効果ガス削減に率先して取り組む環境に優しいまちとなるよう努めます。



## (1) 分別収集処理体制の充実と循環型社会形成の推進

### 現状と課題

平成26年度から指定可燃ごみ袋による完全有料制へと移行し、処理経費の受益者負担を明確にするとともに、ごみの分別収集体制を充実させたことにより、排出抑制に一定の効果はありましたが、近隣市町と比較すると住民1人当りのごみの排出量は依然として多いため、更なるごみの減量化が課題となっています。また、資源回収量は減少傾向にあるため、住民の再資源化に対する意識啓発を進める必要があります。

### 施策の方向

- 資源分別によるごみの減量化、再資源化の啓発活動を推進し、住民や事業者等と連携することにより、循環型社会の実現を図ります。
- 小型家電のリサイクルを推進します。
- 稼動後10年以上経過したリサイクルセンターの長寿命化を図り、適正なごみ処理体制の維持管理に努めます。

### 主な事業

事業名	担当課
① 住民への啓発によるごみ減量化の推進	都市環境課
② 小型家電リサイクルの推進	
③ リサイクルセンター長寿命化事業	

○可燃ごみの処理状況の推移

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
清掃区域人口 (人)	18,467	18,493	18,393	18,313	18,252
年 間 収 集 量 (t)	5,136	5,057	5,021	4,572	4,574
うち生活系ごみ	3,096	3,077	3,236	3,019	3,031
うち事業系ごみ	2,040	1,980	1,785	1,553	1,543
一日当たり排出量 (t)	14.1	13.9	13.8	12.5	12.5
一 人 当 た り 年 間 排 出 量 (t)	0.28	0.27	0.27	0.25	0.25

清掃区域人口は住民登録人口

資料：都市環境課

○リサイクルセンターへのごみ搬入量の推移

(t)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
粗 大 ご み	208.8	207.52	220.0	197.13	200.97
資 源 ご み	480.46	452.72	420.13	357.76	346.23
そ の 他	35.34	32.29	32.33	28.9	28.51
合 計	724.6	692.53	672.46	583.79	575.71

資料：都市環境課



## (2) 環境保全活動の推進

### 現状と課題

本町では「北方町を清潔で美しいまちにする条例」「北方町あき地の環境保全に関する条例」を定め、毎年4月に「町内河川美化運動」、8月に「町内一斉美化運動」を行う等、住民や事業者等に環境保全活動への参加を呼びかけてきました。これにより、自治会や地元企業による自主的な美化運動の実施や、河川環境保全団体として“ゆうすいの会”が発足する等、住民の環境保全意識は高まってきています。

しかしながら、不法投棄、空き地の不適切な管理やペットの糞害等、一部のマナー違反も見受けられるため、今後はそのような行為に対する啓発が課題となっています。

### 施策の方向

- 住民や企業、各種団体が主体となり行政と協働して行う環境保全の体制づくりを推進します。
- 空き地の適正管理や不法投棄防止、ペット飼育におけるマナー改善のための啓発活動を継続して行い、生活環境の向上に努めます。

### 主な事業

事業名	担当課
① 地域住民等による環境保全活動支援事業	都市環境課
② 町内一斉美化運動、町内河川美化運動	
③ 生活環境向上のための住民マナー啓発事業	

## (3) 環境汚染防止対策の推進

### 現状と課題

本町では、都市化の進行により、住宅地と商店、工場や農地等が混在していることから、住民が環境汚染の影響を受けやすい生活環境となっています。そのため、毎年環境汚染総合調査を実施し、公害の原因となりえる事業所からの悪臭や騒音等の経年変化を監視してきました。また、企業と公害防止協定を締結し、行政と企業との相互の情報提供、企業の環境保全に対する意識向上を図ったことにより、以前に比べ騒音や悪臭に対する苦情や相談は減少傾向にあります。一方、市街化農地での野外焼却の苦情等は多く寄せられており、その対応が課題となっています。

### 施策の方向

- 大気や水質等の環境汚染総合調査を継続し、公害防止や環境保全に努めます。
- 環境汚染防止のため、企業との連携を図るとともに、継続して監視体制の強化に努めます。
- 良好な住環境を阻害する野外焼却の防止に努めます。

### 主な事業

事業名	担当課
① 環境汚染総合調査の継続実施	都市環境課
② 企業との連携による環境汚染防止対策	
③ 野外焼却防止対策	

○公害調査実施状況

調査事項	回数	調査箇所数
河川等水質	4	18
特定施設排水	1	1
悪臭	1	3
騒音振動	1	6
地下水	1	5
大気汚染	1	4

資料：都市環境課（平成27年度）

○大気汚染調査結果

調査地点		加茂地内	高屋地内	春來町地内	平成地内	環境基準
二酸化硫黄 (ppm)	1時間値の最高値	0.002	0.002	0.002	0.009	0.1以下
	1時間値の1日平均値	0.001	0.001	0.001	0.001	0.04以下
二酸化窒素 (ppm)	1時間値の最高値	0.029	0.019	0.018	0.024	0.1～0.2の範囲 またはそれ以下
	1時間値の1日平均値	0.011	0.010	0.008	0.011	0.04～0.06の範囲 またはそれ以下
一酸化炭素 (ppm)	1時間値の8時間平均値 (1時～8時)	0.2	0.2	0.3	0.4	20以下
	1時間値の8時間平均値 (9時～16時)	0.3	0.3	0.3	0.5	
	1時間値の8時間平均値 (17時～24時)	0.2	0.2	0.2	0.4	
	1時間値の1日平均値	0.2	0.3	0.3	0.4	10以下
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	1時間値の最高値	0.072	0.025	0.030	0.017	0.2以下
	1時間値の1日平均値	0.028	0.010	0.009	0.007	0.1以下

資料：都市環境課（平成27年12月）

○河川水質調査結果（BOD※）

区分	平成27年度	環境基準の類型
糸貫川（八切橋付近）	1.2 mg/l	A
天王川（ふれあい水センター付近）	0.6 mg/l	AA

※生物化学的酸素要求量のこと、この値が高いと汚染されていることを示す。  
環境基準により、AAからEまでの6段階に分類される。資料：都市環境課

## (4) 省エネルギーによる環境保全の推進

### 現状と課題

地球温暖化等世界的規模の環境問題が大きな社会問題として注目され、低炭素社会への取り組みが全国で展開されています。また、原子力発電事故に起因する国のエネルギー政策の転換により、再生可能エネルギーの普及が求められています。このような社会情勢において、本町でも住民の省エネルギーによる環境保全意識の高まりから、平成23年度より住宅用太陽光発電システム導入に対し補助を開始しました。

太陽光発電システムは市街地である本町でも設置が容易であることや、温室効果ガスを発生させないクリーンなエネルギーの自給自足につながることから、環境にやさしいまちづくり事業として今後も継続していく必要があります。

### 施策の方向

- 住宅用太陽光発電システムの設置費への補助を継続するとともに、環境にやさしいまちづくりを推進し、住環境の向上に努めます。

### 主な事業

事業名	担当課
① 住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	都市環境課

## 基本目標 Ⅲ



# 地域の力で 安心・安全のまち

## 施策とその内容

- 1 防災・消防
- 2 防犯・交通安全
- 3 平和推進



# 1 防災・消防

- （１）防災体制の充実
- （２）消防体制の充実

## 基本的な施策の方向

災害発生時、行政が実施する支援等の「公助」は直ちに行えるものではありません。そのため、「自分の命は自分で守る」という「自助」と、「家族や友人・隣人だけでなく、自治会として助け合う」という「共助」の意識が重要となります。この「自助」「共助」の意識向上のために、継続的な啓発や訓練を推進します。

また、安全なまちづくりを進めるにあたり、維持管理コストも考慮した諸施設の非構造部材の耐震化や、災害時に必要な資機材の整備を推進します。

そのほか、少子高齢化により、自主防災組織や消防団員が高齢化の傾向にあるため、若い世代への参加や加入に向けた広報、啓発活動に努めます。



## (1) 防災体制の充実

### 現状と課題

本町では、防災の根幹となる地域防災計画に基づき、風水害・地震等の様々な災害に対して「自助・共助・公助」の視点から防災対策に取り組んできましたが、指定避難所である文教施設の非構造部材の耐震化や、災害時の資機材の整備が十分ではありません。また、一般住宅における家具の転倒防止等の減災対策や、子どもや若い世代への防災意識向上に向けた啓発も課題となっています。

### 施策の方向

- 地震や洪水等、災害別の対策強化を図ります。
- 避難所として指定されている文教施設の非構造部材の耐震化を推進します。
- 災害時に必要な資機材の整備や、防災協定に基づく物資等の確保に努めます。
- 住民の防災意識の向上を図るため、広報きたがたやホームページの他にSNSを活用するとともに、若い世代への自主防災組織の周知を図り、参加を促進します。

### 主な事業

事業名	担当課
① 指定避難所（文教施設）の非構造部材の耐震化	教育課
② 災害用資機材の整備	防災安全課
③ 防災意識啓発事業	

#### ○防災訓練等参加者数の推移

(人)

区分	開催数	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
防災訓練	年1回	1,431	1,221	※ 312	1,103	1,482
防災講座	年1回	—	—	—	144	230
ワークショップ (DIG等)	年2回	—	—	—	174	270

※ 雨天により屋内で実施

資料：防災安全課

## (2) 消防体制の充実

### 現状と課題

本町の常備消防を担う本巣消防事務組合は、消防本部の施設が築45年を経過し耐震性に問題があることや、東海環状自動車道の開通に伴う装備に多額の費用が必要になることから、消防力を維持しつつ経費削減や効率化に取り組む必要があります。

一方、非常備消防を担う消防団の定員は70名で、平成28年度の充足率は95%以上となっていますが、サラリーマン団員が大半を占めており、昼間の災害時に出動できる団員の確保が急務となっています。また、団員の高齢化も進んでおり、若い世代の加入を促進していく必要があります。

### 施策の方向

- 本巣消防事務組合と岐阜市消防本部による消防業務の広域化を推進します。
- 地元企業の協力も得ながら、若い世代を中心とした消防団員の確保及び育成を図ります。
- 消防団の消防力強化のため、定例訓練時に様々な災害を想定した内容を取り入れるとともに、行政と消防団との連携訓練を推進します。
- 定期的な車両や設備の更新を推進します。

### 主な事業

事業名	担当課
① 常備消防の広域化の推進	防災安全課
② 消防団員の確保・育成	
③ 車両や設備の定期更新	

○消防団員数の推移

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
団員定数(人)	50	50	70	70	70
団員数(人)	50	50	57	60	64
充足率(%)	100	100	81.43	85.71	91.43

資料：防災安全課 消防団名簿 (各年4月1日)

○火災発生状況の推移

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
発生件数(件)	5	5	5	4	4
建 物	3	3	1	2	4
そ の 他	2	2	4	2	0
焼損棟数(棟)	3	3	1	2	10
死亡者(人)	0	0	0	0	0
負傷者(人)	0	2	0	0	0
損害額(千円)	9,908	4,861	1,609	82	29,127

資料：本巢消防事務組合 火災・救急・救助概要 (各年1月～12月)

○事故別救急出動状況 (件)

区 分	平成27年
出 動 件 数	763
火 災	0
自然災害	0
水 難	0
交通事故	96
労働災害	8
運動競技	5
一般負傷	107
加 害	1
自損事故	12
急 病	458
そ の 他	76

資料：本巢消防事務組合 (平成27年1月～12月)

## 2 防犯・交通安全

- (1) 防犯体制の充実
- (2) 交通安全の推進

### 基本的な施策の方向

家庭、学校、企業、警察等が連携し、子どもの見守り活動や、年々巧妙かつ複雑化している特殊詐欺（振り込め詐欺等）防止の啓発活動に取り組むとともに、住民一人ひとりが防犯意識を持ち、地域が一体となって見守ることができる環境づくりを推進します。

また、交通事故による被害を減らすために、子どもや高齢者等の交通弱者を対象とした交通安全教室を実施するとともに、運転者に対しても継続的な安全運転啓発活動に努めます。そのほか、交通安全施設の整備や修繕を行うことにより、住民が安全に暮らせるような環境づくりに努めます。



## (1) 防犯体制の充実

### 現状と課題

巧妙かつ複雑化する特殊詐欺等、多種多様な犯罪を未然に防止するためには、住民一人ひとりの防犯意識の向上と、地域全体で犯罪の起こりにくい環境をつくることが重要です。特に近年増加している高齢者を狙った犯罪に対応するため、警察と連携し、防犯体制の更なる整備を図ることが重要です。

また、住民の消費活動の多様化に伴い、トラブルも複雑化してきているため、研修への参加等による相談員の知識の習得に努め、迅速に問題解決できるような窓口体制の強化が求められます。

### 施策の方向

- 特殊詐欺（振り込め詐欺等）防止の啓発等、家庭や地域、学校、企業、警察等との連携により、安心して生活できる防犯体制づくりを推進します。
- 地域住民によるスクールガード等の防犯組織を活用してパトロールを行う等、防犯体制強化に努めます。
- 防犯灯の適正な設置間隔を検討するとともに、LED灯への切り替えを推進します。
- 消費者センターの設置や相談員の育成等、消費者問題に対応する体制づくりに努めます。
- 防犯の視点から空家の現況把握やその活用について検討します。

### 主な事業

事業名	担当課
① 地域ぐるみの防犯体制の推進	防災安全課
② スクールガード事業	教育課
③ 防犯灯整備事業	防災安全課
④ 消費者相談窓口の強化	
⑤ 空家対策事業	

○犯罪発生状況の推移

(件)

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
発 生 件 数	345	336	285	246	251
凶 犯 罪	0	2	1	0	0
粗 暴 犯	7	5	4	7	10
窃 盗 犯	288	275	237	198	179
知 能 犯	12	11	5	7	18
風 俗 犯	1	1	0	3	2
その他の刑法犯	37	42	38	31	42

資料：岐阜県 岐阜の犯罪統計



## (2) 交通安全の推進

### 現状と課題

本町では、警察との連携により、各小学校、保育園及び幼稚園において交通安全教室を実施しているほか、交通安全協会等の関係団体とともに交通安全運転啓発運動を実施しています。また、危険箇所の点検や住民からの要望等により、交通安全施設の設置について精査する等、地域の交通安全についての対策を行っています。

しかし、新入学児童の登下校時や高齢者の交通事故が散見される等、町内の交通事故も少なくないのが現状です。このため、新入学児童への交通安全教室や高齢者への交通安全講習を実施するとともに、ドライバーへの安全運転啓発活動を継続して行う必要があります。

### 施策の方向

- 交通安全運動や交通安全教室の実施により、交通安全に対する意識の高揚や交通マナーの向上を図ります。
- 警察への危険箇所における信号機及び道路標識の設置要望に努めます。
- 道路整備時には、道路管理者及び警察と協議を行い、適切な信号機及び道路標識の設置を検討します。
- 地域ぐるみで交通安全に取り組む体制づくりを推進します。
- 高齢者等の交通弱者に対する交通安全講習の実施を検討します。

### 主な事業

事業名	担当課
① 交通安全運動及び交通安全教室（教育）の実施	防災安全課
② 交通安全活動団体の活動支援	

#### ○交通事故発生状況の推移

区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
発生件数（件）	737	759	770	727	759
人身	140	127	98	99	87
物損	597	632	672	628	672
死亡者（人）	2	0	0	1	0
負傷者（人）	195	168	127	120	127

資料：北方警察署



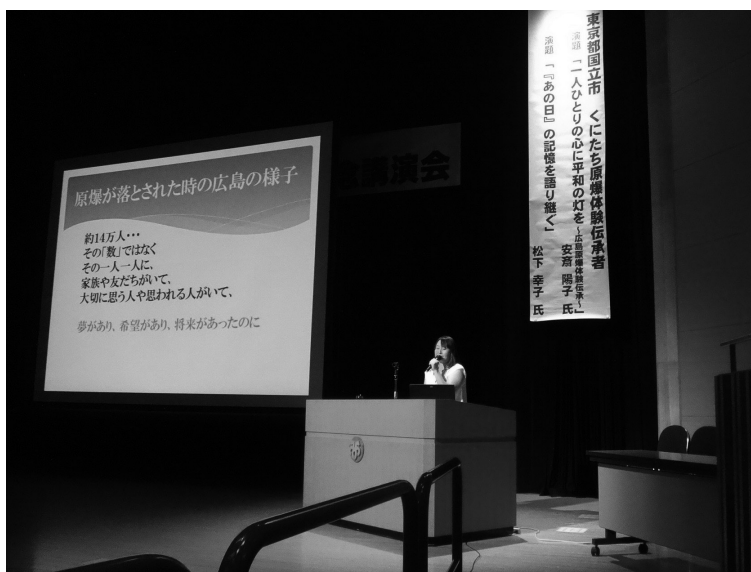
# 3 平和推進

(1) 非核平和の推進

## 基本的な施策の方向

本町は、平成23年にすべての核廃絶と平和に向けて努力することを決意し、「北方町非核平和都市宣言」を制定して以来、毎年平和・人権祈念講演会を開催し、住民の平和意識の高揚を図ってきました。また、中学校の修学旅行を平和推進事業の1つと位置づけ、行き先を長崎とすることで、被爆者の方から実体験を聞いたり原爆の遺構に触れ合うことで、生徒たちに平和の大切さを考えてもらう機会としています。

今後はこのような取り組みを継続していくとともに、町全体が平和に対して高いレベルで関わり合える環境づくりができるよう、事業の推進に努めます。



## (1) 非核平和の推進

### 現状と課題

本町は、非核平和都市宣言に基づき、平和・人権祈念講演会を開催し、原爆体験談等により被爆の事実を風化させない取り組みを行っています。また、清流平和公園に「平和の鐘」を設置したり、平和首長会議国内加盟都市会議総会においては、本町の平和に対する取り組みについて発表する等、平和の推進を行ってきました。

更に、中学校の修学旅行を町の平和推進事業の1つと位置づけ、行き先を被爆地である長崎とすることで、生徒の平和意識の養成を行ってきました。

今後もこれらの事業を継続して実施し、住民の平和意識の更なる高揚を図ることが重要です。

### 施策の方向

- 平和・人権祈念講演会を継続して開催し、住民の平和意識の高揚を図ります。
- 中学生の長崎への修学旅行を平和学習と位置づけ、生徒の平和意識の養成に努めます。

### 主な事業

事業名	担当課
① 平和推進事業	防災安全課
② 中学生の平和学習	教育課

## 基本目標 IV



賑わいと活力に満ち  
未来に輝くまち

### 施策とその内容

- 1 農業
- 2 商工業
- 3 観光

# 1 農業

## （1）農業の振興

### 基本的な施策の方向

人口減少社会の到来やグローバル化、生活様式の変化等により、わが国の産業構造は大きな転換期を迎えているため、今後は従来の踏襲ではなく、発想を転換し、新たな仕組みの構築や新たな手法の導入等に取り組んでいかなければならない状況となっています。このため、国においては、若者達が希望を持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出を目指し、「食料・農業・農村基本法」の改訂が行われました。

また、岐阜県においては、県内農業における現状と課題を分析し、これまでの施策の評価を踏まえ、「ぎふ農業・農村基本計画」を改訂し、「未来につながる農業・農村づくり」を基本理念とし、3つの基本方針“多様な担い手づくり”“売れるブランドづくり”“住みよい農村づくり”に基づく具体的な取り組みが示されました。

本町ではこのような社会情勢を踏まえ、少子高齢化社会に対応したまちづくりを推進し、衰退しつつある産業基盤を回復させるために、農業、商業、工業の各産業が連携できるよう、南東部を開発地域に位置づけました。

今後は異業種連携による新たな農業振興を目指し、既存の農家や農業団体、商工業者やJAぎふ、岐阜農林事務所等の関係機関との連携によるアグリ新産業の創出に努めます。



## (1) 農業の振興

### 現状と課題

本町の土地利用の約84%は市街化区域ですが、南東部地域には、昭和63年の土地改良事業で整備された農業振興地域が82ha存在しています。従来これらの農地を3ブロックに分け、主食用米と小麦のブロックローテーションによる水田農業を実施しています。

本町の産業力は年々低下しており、農業分野においても、米価の下落や農業従事者の高齢化、後継者の不在等が影響し、専業農家や兼業農家の件数は、20年前は226戸であったのが130戸にまで減少しています。今後は、既存の担い手や新規参入者への農地の流動化、最適化を推進するとともに、従来型の農業からマーケットインを主軸とした高収益作物への産地転換や6次産業化等、アグリ新産業ビジネスとしての新たな視点で農業の活性化に取り組むとともに雇用機会を創出する必要があります。

### 施策の方向

- 6次産業化や地産地消の戦略構想を策定し、新たな農業ビジネスの創出に努めます。
- 都市近郊型農業の立地条件を活かした新たな産地ブランドづくりを推進します。
- 農振農用地の最適化や法人化により、担い手等経営体の育成支援に努めます。

### 主な事業

事業名	担当課
① 6次産業化及び地産地消推進事業	都市環境課
② 産地ブランドづくりの奨励	
③ 経営体育成支援事業	

○専業兼業別農家数の推移（自給的農家含む）

(戸)

区 分	農家数			
	総 数	専 業	第一種兼業	第二種兼業
平成7年度	226	23	9	194
平成12年度	207	12	4	191
平成17年度	191	15	13	163
平成22年度	175	20	1	154
平成27年度	130	13	5	112

資料：農林業センサス

○経営耕地面積の推移

区 分	総 積 (ha)	田		畑			
		面積 (ha)	構成比 (%)	普通畑 面積 (ha)	樹園地 面積 (ha)	計 (ha)	構成比 (%)
平成7年度	116	88	75.9	10	18	28	24.1
平成12年度	102	69	67.6	7	26	33	32.4
平成17年度	84	66	78.6	6	12	18	21.4
平成22年度	73	56	76.7	7	10	17	23.3
平成27年度	60	49	81.7	5	5	10	16.7

資料：農林業センサス

○農産物生産の推移

区 分	作付面積 (ha)			生産量 (t)		
	平成25年	平成26年	平成27年	平成25年	平成26年	平成27年
米	45.1	45.6	43.1	211.0	214.0	202.0
麦	11.5	10.9	8.8	34.5	34.7	23.3
トマト	1.1	1.1	1.0	44.0	44.0	40.0
梨	0.3	0.3	0.3	4.7	4.7	4.7
柿	3.5	3.5	3.5	15.4	15.7	15.5

資料：ぎふ農協北方支店・都市環境課

## 2 商工業

- (1) 商工業の振興
- (2) 企業誘致の推進

### 基本的な施策の方向

町と商工会とがより一層連携を強化し、商店街の活性化を図るための施策を検討します。例えば、空き店舗の所有者と借主とのマッチングや、店舗改装費及び賃貸料の助成を検討する等、空き店舗の有効活用を推進します。そのほか、小規模企業への支援等により既存店舗の活性化を図るとともに、商工会が実施する各種事業への補助や、商工会との連携により、事業者の経営技術の習得や各種調査・研究事業への支援に努めます。また、金融機関等との連携により、町内で起業する者に対し、創業支援を検討します。

東海環状自動車道西回りルートの開通に伴い、新たな交流拠点を整備し、「ひと」と「もの」の流れを活発にすることで、町の更なる活性化を図ります。また、企業誘致により、雇用機会の創出を図り、従業員の定住促進に努めます。



## (1) 商工業の振興

### 現状と課題

大型商業施設の進出や個人事業主の高齢化及び後継者不足等により、町内の商工業者数は年々減少の一途を辿っています。こうした事業所数の減少は、かつて活気に満ちていた商店街をシャッター通りへと変貌させ、町は活力を失いつつあります。この状況は、放置すれば悪化するばかりであり、抜本的な施策を施さなければならない時期を迎えています。今後は、商工会との連携による商店街の活性化への取り組みが求められます。

また、新規創業者への支援等による空き店舗の有効活用や、「中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づく小規模事業者への支援等による既存店舗の活性化が課題となっています。

### 施策の方向

- 空き店舗の所有者と借主とのマッチングを行うほか、店舗改装費及び賃貸料の助成等を検討し、空き店舗の有効活用について検討します。
- 小規模企業への支援を行い、既存店舗の活性化を図ります。
- 商工会が実施する各種事業への補助を行うとともに、商工会との連携により、事業者の経営技術の習得や各種調査・研究事業への支援に努めます。
- 金融機関等との連携により、町内で起業する者への支援を検討します。

### 主な事業

事業名	担当課
① 空き店舗の有効活用・既存店舗の活性化事業	総務課
② 商工会実施事業への補助	
③ 創業支援の検討	

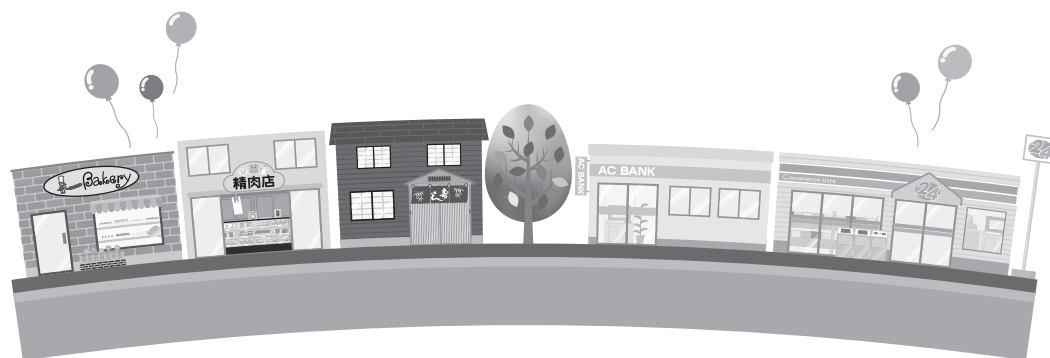


○事業所数及び年間販売額の経年比較

区 分	卸 売 業			
	事業所数	従業者数 (人)	年間販売額 (万円)	1事業所当たり の販売額 (万円)
平成19年度	25	180	512,028	20,481
平成26年度	17	122	206,000	11,765

区 分	小 売 業			
	事業所数	従業者数 (人)	年間販売額 (万円)	1事業所当たり の販売額 (万円)
平成19年度	202	1,473	2,379,952	11,782
平成26年度	135	1,152	1,991,100	14,749

資料：商業統計調査



## (2) 企業誘致の推進

### 現状と課題

本町においては、人口に対し働く場所が不足しており、多くの住民が働く機会を求め、町外へと流れる傾向にあります。このことは、昼間人口の減少を招くばかりでなく、転出による人口減少にもつながりかねません。このような事態を解消するためには、今後、企業を積極的に誘致する等、町内において雇用の場を確保する必要があります。

また、東海環状自動車道西回りルートの開通を好機ととらえ、町の活性化に繋がる事業の検討が求められます。今後は、新たな交流拠点を整備し、「ひと」と「もの」の流れを活発にするような施策を推進する必要があります。

### 施策の方向

- 企業誘致を推進し、雇用機会の創出を図ることにより、町内で働く人を増やし、従業員の定住を推進します。
- 新たな交流拠点を整備することにより、「ひと」と「もの」の流れを活発化し、町全体の活性化を図ります。

### 主な事業

事業名	担当課
① 企業誘致（雇用の創出）	総務課
② 交流拠点施設の整備	

# 3 観光

## （1）観光の振興

### 基本的な施策の方向

円鏡寺楼門等の歴史的建造物、戦国武将安東伊賀守にまつわる史跡や文化財、大井神社の祭礼である北方まつりをはじめとする諸伝統行事等、本町は誇るべき観光資源を数多く保有していることを再認識し、それらを観光振興施策の中心に据え、北方町の魅力として広く積極的に発信することに努めます。

また、観光振興事業への補助については、観光協会が実施するかいこまつり等の各種事業に対し、今後も積極的に支援を行っていくとともに、それらの事業が永きに渡って色褪せず存続されるよう努めます。

更に、弘法大師の月命日にちなんで毎月21日に円鏡寺公園で開催される門前市が常に魅力的なものとなるよう工夫し、より一層の集客を図ります。

今後は、周辺地域との連携を図ることにより、まち巡りを誘発するような観光ルートの開発や、集客力を高めるようなプランの作成に努める等、本町の歴史と文化を生かした施策を推進します。



## (1) 観光の振興

### 現状と課題

町が誇る真言宗の古刹である円鏡寺を筆頭に、重要文化財等が多数あるものの、それらの資源を町の観光振興に効果的に生かせていないのが現状です。まずはそれらの観光資源の魅力を再認識し、観光振興施策における位置づけを明確にする必要があります。また、観光協会が実施する各種事業への支援、補助を行うとともに、毎月開催される門前市についても、更なる集客が図れるよう、内容に工夫を加えていく必要があります。

今後は、観光資源を効果的かつ最大限に活かした観光施策とするため、近隣市町との連携等、広域的な取り組みも求められます。

### 施策の方向

- 文化財や伝統行事等の観光資源を広くPRする等、本町の魅力を積極的に発信するよう努めます。
- 観光協会が実施する観光振興事業への補助を継続して行い、事業の存続を図ります。
- 近隣市町との連携による広域的な観光ルートの整備について検討し、観光客の増加を図ります。
- 門前市事業の内容に工夫を加え、魅力あるものとなるよう努めます。

### 主な事業

事業名	担当課
① 観光資源のPR	総務課
② 観光振興事業への補助	
③ 広域観光ルートの整備の検討	
④ 門前市事業	

○町内の主なまつり

区 分	開催時期	開催会場
節分豆まき	2月3日	円鏡寺
かいこまつり	3月 第2日曜日	円鏡寺公園
北方まつり	5月2日・3日	大井神社・商店街
歩行者天国	8月10日	商店街
お十七夜（夏まつり盆踊り大会）	8月17日	円鏡寺公園
未来タウン北方ふれあいまつり	11月 第2日曜日	防災公園
円鏡寺公園門前市	毎月21日	円鏡寺公園

資料：総務課



## 基本目標 V



みんなの力で  
健やかに暮らせるまち

### 施策とその内容

- 1 子育て支援
- 2 地域福祉
- 3 高齢者福祉
- 4 障がい者（児）福祉
- 5 保健・医療
- 6 社会保障

# 1 子育て支援

## (1) 子育て支援サービスの充実

### 基本的な施策の方向

近年、わが国では急速な少子高齢化が進行しています。合計特殊出生率は、人口を維持する値を大きく下回っており、更にこの傾向は今後も続くと予想されています。

また、少子高齢化に加えて核家族化、地域のつながりの希薄化、依然解決されない待機児童問題、児童虐待の深刻化等、子育て家庭や子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、多くの子育て家庭が子育てへの不安感を抱いているのが現状です。

このような状況下、国においては平成27年度に「子ども・子育て支援制度」が創設されました。本町においても、この制度に基づき、平成27年3月に「いきいきとした子どもを育てあうまち「人間都市」きたがた」を基本理念とした「北方町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。常に子どもの視点に立ち、子どもの幸せを第一に考えた施策を展開していきます。また、子育て支援が、子育てと仕事との両立だけにとどまらず、すべての子育て家庭やこれから子どもを持つとしようとする家庭が、楽しみながら出産・子育てができるような環境を整備していきたいと考えています。そのため、住民、行政、地域が一体となって子育て家庭を支援していけるような幅広い施策を推進します。



## (1) 子育て支援サービスの充実

### 現状と課題

本町は、子育てしやすいまちを目標に、子育て支援の拠点となる「子ども館」を2か所に設置し、子育て相談や遊び場の提供を行ったことにより、子育て環境は整ってきましたが、今後は更に地域で子育てを行うという機運を広げていくことが重要です。

また、持ち家率が低いことや核家族化が進んでいること等により、子育てに対する不安や負担を抱えている家庭も多いことから、精神的ゆとりを与えるサービスを提供できるよう、出産前から出産後の育児について相談できる窓口の更なる充実を図ることが課題となっています。

### 施策の方向

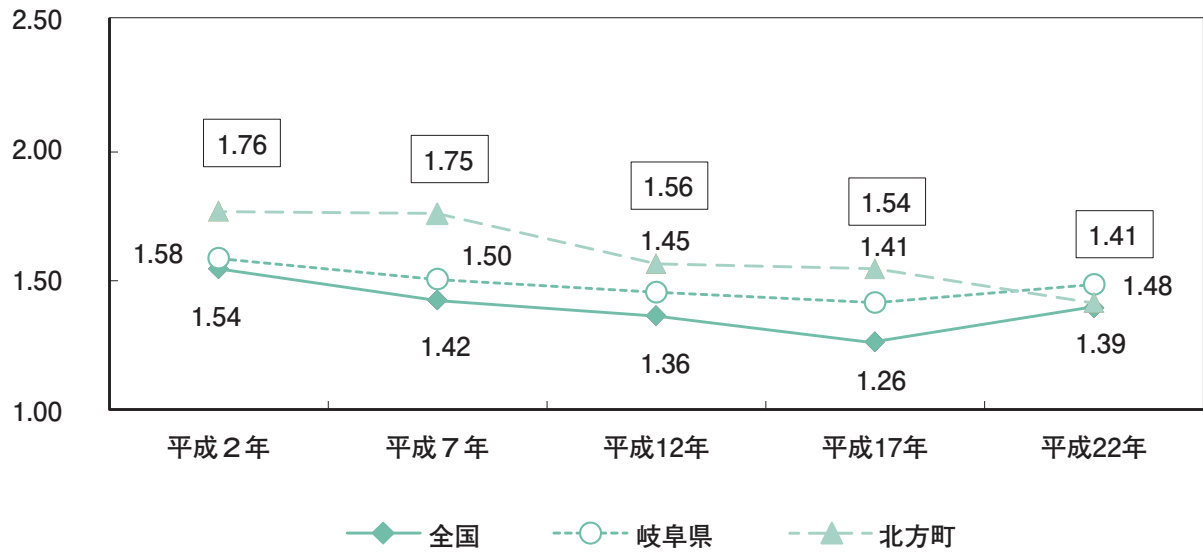
- 地域全体で子育て家庭を応援する機運を広げていくための意識啓発や子育てに協力する体制づくりを推進します。
- 子ども館（子育て支援センター）や保育園、幼稚園、保健センター等子育てに関する相談窓口の充実を図ります。
- 子育て家庭が、民生委員や老人クラブ、自治会、子ども会等と関わり合うことにより、地域とつながる機会が増えるような活動を推進します。
- 待機児童を出さないよう、ニーズに合わせた受入体制の整備を推進します。また、保育園や幼稚園の計画的な大規模改修を検討します。

### 主な事業

事業名	担当課
① 子育て支援助成金の支給	福祉健康課
② 早朝・延長保育事業	
③ 障がい児保育事業	
④ 病児保育事業	
⑤ 子ども館事業	
⑥ 乳幼児医療費助成事業	
⑦ 母子父子家庭医療費助成事業	
⑧ 小規模認可保育事業	
⑨ ファミリー・サポート・センター事業	
⑩ パパママ学級・妊娠期の相談・訪問事業	
⑪ 乳児訪問事業	
⑫ 児童虐待防止ネットワーク強化事業	



○合計特殊出生率の推移



資料：岐阜県人口動態統計調査



## 2 地域福祉

### （1）地域福祉の推進

#### 基本的な施策の方向

本町においても高齢化率は上昇しており、少子高齢化や核家族化が進んでいます。また、東日本大震災や豪雨災害等の自然災害が各地で頻繁に発生しており、今後起こりうる災害に備えて、高齢者や障がい者等、要配慮者への支援体制の構築が必要になってきています。住み慣れた地域で高齢者や障がい者等が安心して暮らしていくには、地域全体で支え合う社会の構築が不可欠となります。そのため、「北方町地域福祉計画」に基づいて、子どもから高齢者まで、あらゆる年代の人が交流できる機会を提供するとともに、ボランティア活動等を通じて地域福祉の意識啓発を図り、地域の人々が協力し合えるまちづくりを推進します。

また、支援が必要な個人については、各々に必要な福祉サービスの充実を図るとともに、地域全体で支援できるような体制づくりに努めます。



## (1) 地域福祉の推進

### 現状と課題

地域包括支援センターと社会福祉協議会が連携し、高齢者を対象とした見守り活動を実施する「見守りボランティア」の人材育成を推進してきましたが、今後増加が見込まれるひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦世帯に対応するためには、これまで以上に多くのボランティアが必要となります。今後は、見守り活動だけでなく、生活の困り事の手助けもする「生活支援活動担い手ボランティア」の人材育成が課題となっています。

また、生活困窮世帯への支援に関しては、生活困窮者自立支援制度の活用や社会福祉協議会等の関係機関との連携が不可欠です。しかし、そのためには専門的な知識とともに多大な時間が必要であるため、各支援機関の負担増にどのように対処するかが課題となっています。

### 施策の方向

- ひとり暮らしの高齢者等、支援の必要な人を地域全体で支え合う環境づくりを目指し、社会福祉協議会や各種ボランティア団体との連携を図りながら、福祉サービスの提供に努めます。
- 「生活支援活動担い手ボランティア」を育成するとともに、ボランティア自身が主体となり、自発的に活動できるよう意識啓発に努めます。
- 生活困窮世帯への支援に関しては、国の制度を適切に活用し、関係機関との連携を図ることにより、世帯が深刻な困窮状態とならないよう早期の自立支援体制の確立に努めます。

### 主な事業

事業名	担当課
① 地域福祉活動団体への支援	福祉健康課
② 生活支援活動担い手ボランティアの養成	
③ 福祉啓発活動の推進	

○高齢者世帯数の推移

(世帯)

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
ひとり暮らし世帯	550	603	651	674	723
高齢者のみの世帯	554	584	613	668	705

資料：福祉健康課（各年3月31日）

○生活保護受給者数・世帯数の推移

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
受 給 者（人）	97	107	101	112	114
受 給 世 帯（世帯）	65	70	70	83	85

資料：福祉健康課（各年3月31日）



### 3 高齢者福祉

- （１）地域包括ケアシステムの構築
- （２）高齢者の生活支援等の充実

#### 基本的な施策の方向

高齢者が住み慣れた地域や家庭において自分らしい暮らしを続けることができるよう、高齢者の生活全般を支える計画である「北方町老人福祉計画」に基づき、医療、介護、福祉等の連携による地域包括ケアシステムの構築を図ります。また、包括的に高齢者を支えていくために、地域包括支援センターを中心に地域のネットワークづくりを推進するとともに、配食サービス、緊急通報装置等の高齢者福祉サービスを継続し、見守り体制づくりを推進します。

趣味や自主サークル、老人クラブ等の活動や、介護予防教室等に積極的に参加している高齢者は、日々生きがいをもって自分らしく暮らしています。こうした元気な高齢者が多くなるよう、生きがい活動支援として、老人クラブや地域の趣味講座、軽スポーツ等への高齢者の積極的な参加を啓発するとともに、地域における支援者や指導者の育成を図ります。



## (1) 地域包括ケアシステムの構築

### 現状と課題

平成23年度において65歳以上の高齢者は3,496人でしたが、平成27年度は4,084人であり588人増加しています。そのうち介護保険サービスを必要とする要介護認定者は、平成23年度は501人でしたが、平成27年度は628人であり127人増加しています。これらの統計データでは、高齢者の増加とともに要介護認定者も増加していることが分かります。

このように介護保険サービスを必要としている人が増加している状況において、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの構築が課題となっています。

### 施策の方向

- できるだけ長く介護に頼らない自立した生活を続けていただくため、地域に根ざした介護予防や生活支援サービスの充実を図ります。
- 医療介護福祉連絡協議会、地域ケア会議、支え合い地域づくり協議体等を実施し、地域包括ケアシステムの構築を推進します。
- 生活支援コーディネーターを中心に、地域住民との信頼関係の構築や事業の担い手となりえる人材発掘等の環境づくりを推進します。
- 認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チーム員を中心に、認知症高齢者の早期発見・早期治療への支援を行います。また、認知症の人やその家族、地域住民が気軽に集える「ホッと・カフェ」の開催を推進します。
- 高齢者が安心・安全な生活を送ることができるよう配食サービスや緊急通報装置等の高齢者福祉サービスを継続して提供することに努めます。

## 主な事業

事業名	担当課
① 介護予防・日常生活支援総合事業	福祉健康課
② 地域包括支援センターの運営事業	
③ 在宅医療・介護連携推進事業	
④ 生活支援体制整備事業	
⑤ 認知症総合支援事業	
⑥ 介護保険事業	
⑦ 緊急通報体制等整備事業	
⑧ 配食サービス・紙おむつの給付事業	

### ○要介護認定者の推移

区分	40～64歳の人口（人）		65歳以上の人口（人）		
		うち認定者数		うち認定者数	認定率（%）
平成23年度	5,744	20	3,496	501	14.3
平成24年度	6,075	21	3,666	538	14.7
平成25年度	6,100	17	3,810	562	14.8
平成26年度	6,056	17	3,974	581	14.6
平成27年度	6,113	19	4,084	628	15.4

資料：もとす広域連合（各年3月31日）

## (2) 高齢者の生活支援等の充実

### 現状と課題

本町では、老人福祉センターや生涯学習センター等において学習活動や軽スポーツ、レクリエーション等を実施し、高齢者がいきいきと生活できる環境づくりを進めてきました。また、老人クラブや地域の各種自主活動団体に対して積極的に参加できるよう支援してきました。しかし、ライフスタイルの多様化等により老人クラブへの加入者が年々減少し、現在では60歳以上の高齢者の13.1%の加入にとどまっています。こうした現状を踏まえて、今後はこれらの活動を活性化させ、加入者が増加するように支援していく必要があります。

### 施策の方向

- 老人クラブの活動や地域の趣味講座、軽スポーツ等へ的高齢者の積極的な参加の促進に努めます。
- 老人クラブや地域の各種自主活動団体に対する支援を継続し、高齢者がいきいきと活動できる環境づくりを推進します。
- 高齢者の生きがい活動に不可欠である地域の支援者や指導者を育成し、ボランティア活動への参加を推進します。
- 高齢者が気軽に参加できる「いきいきサロン」の充実を図ります。

### 主な事業

事業名	担当課
① 老人クラブ活動支援事業	福祉健康課
② 「いきいきサロン」の充実	

○老人クラブ加入状況（県との比較）

区分	クラブ数	会員数 (人)	60歳以上人口 (人)	加入率 (%)
岐阜県	2,564	288,543	704,915	26.75
北方町	7	667	5,091	13.1

資料：県高齢福祉課 岐阜県統計書（平成27年4月1日）



## 4 障がい者（児）福祉

- （1）障がい者（児）福祉の充実
- （2）障がい者（児）への配慮や権利擁護の推進

### 基本的な施策の方向

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」（「障害者総合支援法」）においては、障害者手帳所持者だけではなく、難病患者や日々の生活のしづらさを感じている方も支援の対象とされています。障がい者の日常生活や社会生活を総合的に支援できるよう、各々のニーズに合わせたサービスを提供するため、社会福祉協議会や障害福祉サービス事業者等との連携を図ります。また、障害者基本計画である「北方町障がい者計画」に基づき、補装具や日常生活用具の給付を実施し、経済的負担の軽減を図ります。

また、障がい者の活動の場として設置している地域活動支援センター「もちの木」においては、利用者が今後更にやりがいをもって活動ができるよう、就労支援等の福祉サービスへの転換についても検討し、生産活動への支援や地域社会との交流を推進します。



## (1) 障がい者（児）福祉の充実

### 現状と課題

障害者手帳所持者は年々増加し、平成23年度の761人から平成27年度には969人と約1.3倍に増加しています。特に精神障害者保健福祉手帳所持者は、76人から143人と約2倍に増加しています。こうした障がい者の増加に対して、障害福祉サービスの提供が十分行われるように、サービスの提供体制の充実が課題となります。また、障害福祉サービスの提供にあたり、関係機関が多岐にわたるため、サービスに結びつけるコーディネートの複雑さへの対応が課題となっています。

就労支援については、精神障害者保健福祉手帳所持者に加え、手帳を持たない精神疾患を有する者の福祉就労の希望が増加しているため、その対応が課題となっています。

また、発達障害等により支援が必要な子どもが増加しており、幼児期等の早い時期での対応が効果的と考えられているため、早期に支援の必要性を見極め、個々に合わせた支援が実施できる体制づくりが課題となっています。

### 施策の方向

- 障がい者が必要なサービスを受けながら、地域の中で安心して暮らせるまちづくりを推進します。
- 福祉サービスの提供にあたり、個々に必要な支援ができるように関係機関と障がい者との調整機能の充実を図ります。
- 地域活動支援センター「もちの木」における障がい者の生産活動への支援や地域社会との交流の促進を図ります。また、障害福祉サービス事業所への転換を検討します。
- 精神障害者保健福祉手帳所持者と手帳を持たない精神疾患のある福祉サービス利用者の福祉就労への支援の充実を図ります。
- 療育や訓練を必要とする子どもが、それらを適切に受けられるよう、保健センターや保育園等と連携した支援を推進します。

## 主な事業

事業名	担当課
① 障害者（児）補装具・日常生活用具給付事業	福祉健康課
② 障害福祉サービス給付事業	
③ 障害児通所給付事業	
④ 地域生活支援事業	
⑤ 地域活動支援センターの運営	
⑥ 重度障害者医療費助成事業	
⑦ 重度心身障害者福祉手当支給事業	

### ○障害者手帳所持者数の推移

(人)

区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
身体障害者手帳	583	646	668	672	691
療育手帳	102	112	118	125	135
精神障害者保健福祉手帳	76	94	113	134	143
合計	761	852	899	931	969

資料：福祉健康課（各年3月31日）

## (2) 障がい者（児）への配慮や権利擁護の推進

### 現状と課題

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とする「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）が平成28年4月1日に施行されました。

不当な差別的取扱いの禁止は、国・地方公共団体等及び事業者では、法的義務となりました。合理的配慮の提供については、国・地方公共団体等が法的義務となり、事業者は努力義務となりました。今後は、本町においても制度の周知や障がい者への一層の配慮が求められます。

※合理的配慮とは、障がいのある方が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障がいのある方に対し、個別の状況に応じて行われる配慮をいいます。

### 施策の方向

- 職員が障がいに対する理解を更に深めるため、職員研修の実施や、庁内における相談体制の構築を推進し、障がい者にも配慮した行政サービスの提供に努めます。
- 町内事業所等への障害者差別解消法の周知及び啓発に努めます。

### 主な事業

事業名	担当課
① 障害者差別解消法の推進	福祉健康課

## 5 保健・医療

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 包括的な子育て支援の推進
- (3) 保健・医療の充実

### 基本的な施策の方向

乳幼児期から高齢期までの各ライフステージにおいて、住民が主体的に健康の維持及び向上につながる生活習慣を形成することができるよう、健康に関する情報の発信を適切かつ効果的に行うことにより、健康づくりへの関心の高揚に努めます。また、健康は社会環境の影響を受けることから、地域や関係機関との連携及び協働により、健康増進に資する環境づくりを推進します。

各種健（検）診においては、あらゆる世代が受診しやすい体制づくりを推進し、生活習慣病の発症や重症化の予防、がんの早期発見・早期治療につなげることにより、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図ります。

また、母子保健においては、多様な家族形態や保護者自身の生活スタイル、育児に対する思いを受け止め、子どもの健やかな成長を支援するため、福祉、保健、医療、教育の各機関や子育て支援団体及び地域等が協力し、育児を継続的、複層的に支えていく体制づくりを推進します。

さらに、一人ひとりの健康維持を推進し、現在の社会保障制度を維持するため、医療関係者と連携して適正受診の啓発に努めます。



## (1) 健康づくりの推進

### 現状と課題

本町は若い世代が多く、人口当たりの死亡数も少なく推移してきました。しかし、ここ数年は急激な少子高齢化が進んでおり、今後は生活習慣病を発症する人が増加し、医療受診率、死亡率ともに上昇すると推測されます。壮年期から高齢期にかけての重症な疾病や壮年期死亡を防ぐためには、若年期からの一貫した健康づくりやがん検診等の受診が必要ですが、本町の各種健（検）診受診率は低い現状にあります。

メタボリックシンドロームや糖尿病の重症化予防は、心疾患や脳血管疾患、人工透析の予防にもつながり、健康寿命を延伸します。がんの早期発見・早期治療は治癒率が高く、経済的、身体的負担も軽く済みます。そのため、受診率の向上や健康増進についての知識の普及が今後の課題となっています。

### 施策の方向

- 各種健（検）診において、あらゆる世代が受診しやすい体制づくりを推進し、生活習慣病の発症や重症化の予防、がんの早期発見・早期治療につなげることにより、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図ります。
- 健康づくりに関する情報発信を行うとともに、地域や職場において、支え合いながら健康の維持や向上につながる環境づくりを推進します。

### 主な事業

事業名	担当課
① 健康増進事業（わかば健診等、若い世代からの健康づくり・健康に関する情報発信・地域づくり）	福祉健康課
② 生活習慣病予防事業（特定健診・骨粗しょう症検診・歯科検診等）	
③ 重症化予防事業（特定保健指導・健康相談・健康教室）	
④ 早世予防事業（がん検診・喫煙対策等がん発症予防）	

○生活習慣病（三大疾患）による死亡数（県との比較）

(人)

区 分	脳疾患		が ん		心疾患		総数	
	死亡数	人口 10万人 当たり	死亡数	人口 10万人 当たり	死亡数	人口 10万人 当たり	死亡数	人口 10万人 当たり
岐阜県	1,938	96.5	6,017	299.7	3,513	175.0	21,658	1,078.6
北方町	8	43.7	54	294.8	28	152.8	157	857.0

資料：岐阜地域の公衆衛生2015（平成26年統計）

○がん検診の受診率の推移

(%)

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
胃 が ん	7.4	7.1	7.0	5.7	3.6
大腸がん	15.9	15.5	15.0	15.3	9.6
肺 が ん	-	-	38.6	39.0	18.3
乳 が ん	29.6	29.6	28.0	32.9	23.9
子宮がん	28.1	26.4	26.0	26.1	14.9

分母は平成26年度までは「がん検診事業評価委員会の考え方」による算出方法、平成27年度は検診の対象年齢人口

乳がん検診及び子宮がん検診は2年に1回の受診のため、国の計算式により連続受診者を考慮した受診率

資料：福祉健康課

○健康診査・がん検診（県との比較）

区 分	特定健診			胃 が ん			子宮がん		
	受診率 (%)	受診者数 (人)	対象者数 (40歳以上) (人)	受診率 (%)	受診者数 (人)	対象者数 (40歳以上) (人)	受診率 (%)	受診者数 (人)	対象者数 (40歳以上) (人)
岐阜県	36.1	137,162	379,730	9.3	61,718	665,188	24.0	122,799	512,183
北方町	34.0	1,047	3,083	5.7	236	4,118	26.1	630	3,554

区 分	肺 が ん			大腸がん			乳がん		
	受診率 (%)	受診者数 (人)	対象者数 (40歳以上) (人)	受診率 (%)	受診者数 (人)	対象者数 (40歳以上) (人)	受診率 (%)	受診者数 (人)	対象者数 (40歳以上) (人)
岐阜県	17.3	105,165	608,906	17.9	119,913	670,120	25.3	102,939	406,821
北方町	39.0	1,608	4,118	15.3	628	4,118	32.9	686	2,632

子宮がん及び乳がんの受診率については、2年に1回の受診のため、表内の対象者数とは異なる。

資料：岐阜地域の公衆衛生2015（平成26年統計）／岐阜県については厚生労働省ホームページ

## (2) 包括的な子育て支援の推進

### 現状と課題

本町は転出入や核家族が多いため、子育て世代への情報提供や支援をきめ細かく行う必要があります。そのため、母子健康手帳の発行、こんにちは赤ちゃん事業、各種乳幼児健診や定期健康相談において、一組一組の親子に時間をかけて接する機会を設けてきました。更に、3歳児健診後は保育園や幼稚園と連携して継続的に成長を見守る体制を構築し、平成28年度には1歳お誕生日教室の導入を行う等、支援の充実を図ってきました。

一方で、平成27年度の乳幼児健診の受診状況は、乳児健診が96.0%、1歳6か月児健診が98.0%、3歳児健診が93.8%となっており、少数ではありますが受診できていない乳幼児がいるため、受診勧奨や定期的な面接が課題となっています。また、産後早期に多い子育てに係る不安を軽減するため、妊娠期から産後にかけての継続的な支援を充実させる必要があります。

妊娠期から子育て期（小中学生）にわたり、福祉、保健、医療、教育の各機関や子育て支援団体、地域住民との連携を更に深め、それぞれの親子が地域社会において、主体的に健康課題を解決し、豊かな社会生活を築く基盤を構築する必要があります。

### 施策の方向

- 妊娠期から子育て期にわたり継続した支援を実施するため、関係機関が連携を図り、包括的に子育てを支援できる体制づくりを推進します。
- 安心して育児ができ、その喜びを感じられるような相談体制や教室の充実を図り、子どもの健やかな成長の支援に努めます。

### 主な事業

事業名	担当課
① 妊娠期から産後にかけての継続的な支援の推進	福祉健康課
② 乳幼児健診・相談事業の充実	
③ 子育て世代包括支援事業	



## ○妊婦基本健診の受診率の推移

(%)

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
受 診 率	72.3	77.4	73.9	75.9	74.9

資料：母子保健事業報告

## ○乳幼児健診の受診率の推移

(%)

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
乳 児 健 診	96.9	95.1	97.7	97.0	96.0
1 歳 6 か 月 児 健 診	93.8	93.9	93.2	89.5	98.0
3 歳 児 健 診	93.4	96.1	97.3	88.5	93.8

資料：北方町健康増進計画

## ○施策評価指標・目標値

(%)

区 分		現状 (平成27年度)	中間年度 (平成32年度)	目標年度 (平成36年度)
乳 児 健 診 受 診 率		96.0	100	100
1 歳 6 か 月 児 健 診 受 診 率		98.0	98.0	98.0
3 歳 児 健 診 受 診 率		93.8	96.0	96.0
特 定 健 診 受 診 率		32.2	40.0	60.0
がん検診受診率	胃	3.6	10.0	15.0
	大腸	9.6	15.0	20.0
	肺	18.3	25.0	30.0
	乳	23.9	30.0	35.0
	子宮	14.9	20.0	25.0

分母は各種がん検診の対象年齢人口とする。

資料：福祉健康課

## (3) 保健・医療の充実

### 現状と課題

新薬の開発や医療が高度化する一方で、高額な医療費は医療保険制度を圧迫しており、少子高齢化の進行は医師や看護師等、医療従事者の不足を招きかねません。2025年には団塊の世代が後期高齢期に入ることから、医療や介護の需要が高まると予想され、現状のままでは、入院施設や介護施設が不足することも考えられます。

皆が適切な医療を受けることができるようにするためには、一人ひとりがかかりつけ医をもち、早期の診療と専門医療による治療に心がける等、疾病の重症化を予防し、適正な受診による医療費の抑制を行うことが必要です。

今後は、更なる高齢化の進行により在宅医療や在宅介護の需要がより一層高まると考えられ、社会参加も含めた支援を行うには医療機関や福祉関係者、地域との連携が求められます。

また、健診等の結果が健康づくりに有効に活かされるように、医療機関との連携体制の構築を図ります。

### 施策の方向

- かかりつけ医等をもつことを奨励し、早期の適切な治療を推進します。
- 在宅療養や社会参加を希望する人に対し、医療機関や福祉関係者、地域と連携した包括的支援を推進します。
- 健（検）診の受診勧奨を行うとともに、健診結果が健康づくりに有効に活かされるように、医療機関との連携体制の構築を図ります。

### 主な事業

事業名	担当課
① かかりつけ医等の奨励	福祉健康課
② 医療機関との連携による健（検）診を通じた健康づくり推進	

○病院・診療所数（県との比較）

区 分	一般病院		一般診療所		歯科診療所		医師数 (人)	歯科 医師数 (人)	看護師数 (准看護師 を含む) (人)
	病院数	人口 10万人 当たり	診療所 数	人口 10万人 当たり	診療所 数	人口 10万人 当たり			
岐阜県	102	5.0	1,579	77.3	947	46.4	4,262	1,651	22,683
北方町	—	—	21	114.6	13	71.0	26	17	119

資料：岐阜県健康福祉部医療整備課（平成26年衛生年報）

○町内の医療機関数

区 分	医療機関数
医 院 数	37
内科・小児科	11
外科・整形外科	3
産婦人科	2
眼          科	2
耳鼻咽喉科	2
皮          膚科	3
歯          科	14
休日診療所数	1

診療科目が複数ある医療機関については、それぞれを計上している。

資料：福祉健康課  
(平成29年1月1日)

## 6 社会保障

### (1) 国民健康保険の充実

#### 基本的な施策の方向

少子高齢化や医療技術の高度化等により、本町の社会保障費は増加の一途をたどり、依然として厳しい財政状況にあります。

このような状況の中、国民健康保険制度の運営については、今後、増加する医療費の適正化対策を一層推進するとともに、保険税の収納率向上による財源確保に努める等、健全運営に向けた取り組みを推進します。

一方、国民健康保険制度については、平成30年度以降は都道府県が財政運営の責任主体となり、保険税の賦課・徴収や保健事業、保険給付の決定等を引き続き担う市町村と共同して運営するよう見直されます。今後は、こうした制度改革への的確な対応に努めます。

また、特定健康診査の未受診者対策の強化や生活習慣病の早期発見による重症化予防等の保健事業を推進するとともに、被保険者の健康づくりを積極的に支援し、将来的な医療費の抑制を図ります。



## (1) 国民健康保険の充実

### 現状と課題

国民健康保険制度は、国民皆保険制度の中核として市町村が運営し、国民生活を支える重要な役割を担っています。しかし、高齢化や医療技術の高度化、高額な医薬品の認可や生活習慣病の増加等に伴い、医療費が増加し続けています。

また、国民健康保険は被用者保険に比べ、診療費が高い高齢の加入者が多いため、1人当たりの医療費が高い傾向にある上、年金受給者や長引く景気の低迷による失業者、パート・アルバイト等の非正規労働者のような所得水準が低い加入者が多い傾向にあり、財政の基盤は脆弱なものとなっています。

このように、医療費の増加に加え、所得水準の低下による加入者の担税力の低下等から、保険税の収納率についても厳しい状況が続いており、国民健康保険の財政運営は深刻な状況となっています。

また、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成20年度から医療保険者に対し特定健康診査・特定保健指導が義務化されました。本町の国民健康保険加入者の受診率は、国の受診目標を下回っており、生活習慣病の発症や重症化予防のため、受診率の向上が課題となっています。

### 施策の方向

- 医療費適正化計画に基づき、かかりつけ医やジェネリック医薬品の奨励等を啓発し、医療費の適正化に努めます。
- 事務の標準化や保険税の収納体制強化及び収納率向上に努めます。
- 特定健診未受診者に対する健康状態の把握及び受診勧奨の強化を図ります。
- データヘルス計画に基づき、レセプト・健診情報等のデータを分析し、効率的・効果的な保健事業をP D C Aサイクルで推進します。

### 主な事業

事業名	担当課
① 医療費適正化事業	住民保険課
② 事務の標準化及び収納体制の強化	
③ 保健促進事業（特定健診、生活習慣病の予防）	

○国民健康保険医療費の推移

(千円)

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
費用額	1,627,790	1,536,053	1,567,074	1,658,262	1,725,353

資料：国民健康保険事業状況報告書（事業年報）

○国民健康保険の加入状況の推移

区 分	世帯数 (世帯)	人 口 (人)	加入世帯		被保険者		被保険者のうち 前期高齢者	
			世帯数 (世帯)	加入率 (%)	被保険者数 (人)	加入率 (%)	被保険者数 (人)	割合 (%)
平成23年度	6,780	18,141	2,927	43.2	5,562	30.7	1,479	26.6
平成24年度	6,981	18,451	2,922	41.9	5,457	29.6	1,543	28.3
平成25年度	7,059	18,393	2,945	41.7	5,398	29.3	1,642	30.4
平成26年度	7,092	18,313	2,902	40.9	5,261	28.7	1,695	32.2
平成27年度	7,161	18,252	2,800	39.1	4,992	27.4	1,715	34.4

世帯数・人口は各年3月31日、加入状況は年間平均

資料：住民保険課

## 基本目標 VI



夢をもち共に  
学び合えるまち

### 施策とその内容

- 1 学校教育
- 2 家庭や地域の教育
- 3 生涯学習
- 4 文化・スポーツの振興

# 1 学校教育

- (1) 教育活動の充実
- (2) 教育環境の整備

## 基本的な施策の方向

学校教育においては、子どもたちが安全で安心して学ぶことができる環境の中で、生きる力である「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育てていくことが大切です。しかし、現在の少子高齢化、グローバル化、情報化の一層の進展等、社会全体が急速に変化している中では、その変化に応じた教育を推進していく必要があります。

今後の先行きの見えにくい社会情勢の中をたくましく生き抜いていくためには、自立した人として、主体的に考えて判断したり、表現したりして、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する力が必要になってきます。

そのために、本町の学校教育においては、現状と課題を的確にとらえ、より能動的な学習やグローバル化に応じた学習を推進していきます。また、主体的に考え行動していくためには、夢や目標をもって学び合うことが土台となることから、志をもった「たくましい北方の子」を目指し、環境整備や教職員の育成等の施策を推進します。





## (1) 教育活動の充実

### 現状と課題

本町の学校教育においては、これまで町として行ってきた学力向上のための非常勤講師の配置や学力テストの実施、ICT設備や教材の整備等の施策により、子どもたちに基礎的な学力が身に付きつつあります。また、心の教育推進事業による道徳教育の充実、あいさつ運動やボランティア活動等の取り組みにより、他を思いやるあたたかい心が育ちつつあります。更に、平成28年度で、全ての幼稚園と小中学校がコミュニティ・スクールとなり、地域と連携した学校運営がなされ、学校と地域との連携も深まりつつあります。

これから予想される変化の激しい社会で活躍していくことができるためには、より主体的に考えて判断したり、表現したりする力が必要になってきます。また、多様な人々と協働して問題を解決していく力もより求められるようになってきます。そのため、子どもたちの学習意欲を高め、主体的に学び合う教育活動の充実を図っていくことが課題となっています。

### 施策の方向

- 「北方町教育振興基本計画（平成29年度～平成36年度）」に沿って、教育活動の充実が図られるように、教育体制の整備等を推進します。
- 子どもたちの学習意欲を高めるために、ICT設備や教材の充実を図ります。
- 主体的な学び合いを通じて、確かな学力が身につくように、教員の指導力の向上を図ります。
- 小学校英語の導入やグローバル化に対応するために、外国語教育の充実に努めます。
- 子どもたちが夢をもち豊かな心が育つように、夢教育事業を推進したり、道徳の教科化の適切な対応に努めたりします。
- 子どもたちの健やかな体が育つように、食育指導を推進したり、中学校部活動の適切な実施を図ったりします。
- 個に応じた支援の充実を図るために、特別支援学級や通級指導教室の整備、特別支援教育アシスタントの配置に努めます。
- 教員が元気に子どもたちに向き合うことのできるよう、勤務の適正化を図るための支援に努めます。
- 地域、家庭、学校、幼稚園、保育園が目標や情報を共有し、一体となって北方の子どもを育てていくコミュニティ・スクールの活動を推進します。

## 主な事業

事業名	担当課
① 夢教育事業	教育課
② 生きる力育成推進事業	
③ 土曜北方塾の開設	
④ 特別支援教育推進事業	
⑤ 教員の勤務適正化事業	
⑥ ICT設備や教材の整備	
⑦ コミュニティ・スクール事業	



## (2) 教育環境の整備

### 現状と課題

学校が子どもたちにとって、安全で安心して学ぶことができる場であることは、大変重要なことです。また、住民にとって、学校は身近な公共施設であり、災害発生時には避難場所としての役割を果たすことから、安全性の確保は大切です。これまでの計画的な改修により、すべての学校施設の構造部分の耐震化は完了しています。

また、施設の安全とともに、安心して学ぶことができるためには、いじめや問題行動等に対して適切に対応したり、相談体制を充実したりすることが大切です。

今後は、学校施設も含めて、非構造物の耐震化が未整備なことや、建築から相当の年数を経過している給食調理場、北方西小学校の体育館をはじめ、経年劣化による不具合が生じている施設の大幅な改修等が求められます。設備面でも、家庭や公共施設で洋式トイレが普及している中、学校トイレは和式が未だ主流であり、和式トイレに不慣れな児童生徒のストレス、健康面に配慮する必要があります。

安心して学ぶための環境対策として、生徒指導体制の整備についての取り組みを推進するほか、本町で想定される地震、火災、河川の氾濫について、どこにいても安全な場所に早く避難できるようにする等「命を守る教育」を確実に行う必要があります。加えて、交通事故から身を守るために、子どもの安全に対する意識と見守りを強化する必要があります。

### 施策の方向

- 子どもたちが安全な環境で充実した学びができるように、教育施設や設備、教材の整備を推進します。
- 自然災害に対する防災教育や、交通事故から身を守るための安全教育を充実し、「命を守る教育」を推進します。
- 給食調理場の整備に関する方針を決定し、計画的に整備を図ります。
- 安心して学ぶことができるようにするため、いじめ、不登校、問題行動に適切に対応するための体制づくりに努めます。

## 主な事業

事業名	担当課
① 給食調理場の整備	教育課
② 学校施設における非構造部材の耐震化	
③ 学校トイレの洋式化	
④ 生徒指導体制の整備	

### ○町立の保育所・幼稚園の状況 (人)

区分	施設数	園児数	保育士・教員数
保育所	4	373	※68
幼稚園	1	89	7

※パート職員を含む。  
資料：福祉健康課・教育課

### ○年齢別就園状況 (人)

区分	保 育 園					幼 稚 園			合計	住民基本台帳人口
	町立中保育園	町立北保育園	町立東保育園	町立南保育園	計	町立幼稚園	私立北方幼稚園	計		
0歳児	3	0	0	3	6	—	—	—	6	153
1歳児	17	1	6	18	42	—	—	—	42	164
2歳児	20	6	11	22	59	—	—	—	59	150
3歳児	29	8	13	33	83	33	23	56	139	164
4歳児	19	8	16	40	83	30	36	66	149	172
5歳児	34	7	21	38	100	26	38	64	164	187
計	122	30	67	154	373	89	97	186	559	990

資料：福祉健康課・教育課

### ○児童数・生徒数の推移 (人)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
児 童	1,195	1,146	1,125	1,097	1,129
生 徒	617	599	607	599	559

資料：教育課

○小中学校職員・児童数・生徒数

区 分	学 級 数	教員数 (人)	児童・生徒数 (人)
北方小学校	17 (2)	24	498
北方西小学校	9 (2)	18	203
北方南小学校	14 (2)	22	391
北方中学校	18 (2)	38	535
合 計	58 (8)	102	1,627

( ) 内は特別支援学級数、教員数に校長は含めない。

資料：教育課

○園児・児童・生徒数の推移

(人)

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
町立中保育園	137	140	126	137	129
町立北保育園	37	44	42	41	39
町立東保育園	83	89	86	80	74
町立南保育園	152	163	168	166	162
ちびっこ園	—	—	—	—	7
町立幼稚園	97	98	93	83	89
私立北方幼稚園	229	231	216	219	210
北方小学校	497	482	477	482	505
北方西小学校	267	258	260	241	230
北方南小学校	431	406	388	374	394
北方中学校	617	599	607	599	559

資料：福祉健康課・教育課

## 2 家庭や地域の教育

- (1) 家庭教育への支援
- (2) 地域の教育力の向上

### 基本的な施策の方向

核家族や共働き世帯の増加、インターネット等による事件の多発等、子育てに対する不安を抱える保護者が増えています。こうしたことを背景に岐阜県では平成26年12月に「家庭教育支援条例」を制定し、社会全体で子育ての気運を高めようとする動きが見られます。本町では、親学びの場として公民館講座や子育てサークルを支援したり、主体的な家庭教育の場として小中学校における家庭教育学級を推進したりしています。今後も、子育てについて気軽に相談できる窓口の設置や、保護者同士が「つながり、学び合える」機会の充実を図る等、家庭教育への支援が必要です。

全国的に、地域における教育力の低下が叫ばれる中、本町では、地域で子どもを見守り育む土壌があると言えます。町民ふれあい運動会や地域行事等で小中学生が活躍する場を意図的に設けたり、登下校の見守りを含め多くの地域住民が日常的に子どもたちに関わったりしていることは、本町の財産と言えます。今後は、各小中学校に発足したコミュニティ・スクールを活かしながら、学校と家庭と地域が一体となって地域の担い手となる子どもたちを育むという考えのもと「地域の教育力の向上」に向けた施策が必要です。



## (1) 家庭教育への支援

### 現状と課題

本町における家庭教育への支援については、子育て情報の提供や、悩みや不安を解消するための学習機会を、妊婦検診や乳幼児検診、子育てサークルや各種講座などの場で設けています。また、放課後児童クラブについては、平成28年度の待機児童はゼロとなっています。今後、放課後の子どもの居場所づくりについては、さらなる充実が求められています。

思春期の子どもをもつ保護者の中には、教育に熱心な家庭がある一方で、子育てに自信を失いかけている家庭が見られることが課題となっています。最近では、インターネットやSNSによるトラブル等、家庭の協力無しでは解決できない生徒指導上の問題も頻発しています。こうした中で、すべての保護者を対象にした家庭教育に関する啓発は今後一層必要になります。

### 施策の方向

- 幼小中での家庭教育学級を充実させるために、リーダー研修会を開催し、学級の自主的運営に向けたリーダーへの助言や支援に努めます。
- 家庭教育推進員を教育委員会に置き、子育てサークルや各種講座、家庭教育学級を通じて、学習機会を提供したり、子育ての相談に応じたりする体制の整備を図ります。
- 放課後児童クラブの設備や内容を整備し、子育ての支援となるよう推進します。
- 子どもたちの基礎学力や家庭学習の習慣が身に付くよう、小学校児童を対象とした放課後子ども教室の充実を図ります。

### 主な事業

事業名	担当課
① 家庭教育推進員の配置	教育課
② 家庭教育学級リーダー研修会	
③ 放課後児童クラブ	
④ 放課後子ども教室	

#### ○家庭教育学級数と参加者数の推移

区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
学級数	21	21	22	22	21
参加者数(人)	779	807	1,058	958	976

資料：教育課

## (2) 地域の教育力の向上

### 現状と課題

本町の地域の教育力に関わる現状として、全国学力・学習状況調査における子どもたちへの質問で、「あなたは、地域の行事に参加していますか」の問いに、「参加している・どちらかといえば参加している」と回答した小学生は67.9%、中学生は76.5%で、県・全国の割合を上回っています。また、平成26年度から28年度にかけて、町立幼稚園とすべての小中学校において、保護者や地域住民等からなる学校運営協議会を設置し、学校・家庭・地域が一体となった学校運営を行うコミュニティ・スクールの取り組みを推進しています。更に、子どもサミットの日の実践活動として行っているあいさつとゴミ拾いの運動も広がってきています。

今後は、「地域行事への積極的な参加」にとどまらず、「地域への愛着や誇り」を育むことが重要です。そのために、より多くの地域住民が「地域の子どもは地域で育てる」という願いをもって子どもたちに関わることができるような仕組みづくりが求められています。「たくましい北方の子」を合言葉に、学校運営協議会やあいさつ運動等の運動をより充実させていくことが課題となっています。

### 施策の方向

- 学校運営協議会において、学校・家庭・地域が「育てたい子ども像」を共有したうえで、教育活動の改善・充実に向けた取り組みを推進します。
- 「子どもサミットの日」の実践活動の充実を地域住民とともに図ります。

### 主な事業

事業名	担当課
① 学校運営協議会	教育課
② 子どもサミット会議	
③ MSK・MSJ活動（青少年の規範意識を高める自主的活動）	



### 3 生涯学習

- （1）多様な学習機会の充実・活用
- （2）平和・人権教育の推進

#### 基本的な施策の方向

生涯学習は、生涯にわたって行う学習活動です。学校を卒業した後も、仕事に関わる学習、暮らしを豊かにする学習、地域社会で助け合ってよりよく生きるための学習、余暇の活用等、学び続けることは充実した人生を送るために大切です。

本町では、生涯学習センターを拠点として、住民一人ひとりのライフステージに合わせた講座を提供したり、住民主体の生涯学習活動や総合型地域クラブの活動を支援したりしています。また、生涯学習に関わる情報の提供や相談に応じる機能を充実させ、住民の立場に立った生涯学習を推進しています。

今後は、学習活動に取り組んだ成果が、社会貢献や新たな挑戦につながったり、地域の課題を解決する動きに発展したりする生涯学習の仕組みづくりを推進します。



## (1) 多様な学習機会の充実・活用

### 現状と課題

本町の生涯学習においては、きらり講座、町民自主講座、ボランティア講座等の多様な学習機会を通じて、趣味や教養を高めるための学習機会や情報提供の充実が図られてきています。与えられたものではなく、住民が自らの判断で自らの学習課題を選び学んでいくというスタイルが定着しつつあります。

また、平成26年4月に創設された、総合型地域クラブ「きらり北方クラブ」は、文化教室とスポーツ教室を合わせ持ったクラブとして充実が図られつつあります。

今後は、更に地域の課題、ニーズに応じた講座の開催にも努め、住民の主体的な生涯学習活動を支援していくことが課題となっています。

### 施策の方向

- 趣味や教養を高めるための学習機会として、きらり講座の充実を図ります。
- 町民自主講座の育成支援を行い、生涯学習を担う人材の養成を図ります。
- ボランティア講座を充実させ、身近な地域課題の解決をめざしながら、生活をより豊かにしていく活動となるよう支援を図ります。
- 将来的に「きらり北方クラブ」が自主的に運営されるように、仕組み等について検討し、クラブの支援を図ります。
- 図書館サービスの充実を図るとともに、乳幼児や児童を対象とした読み聞かせの実施やボランティアの拡充により読書活動を推進します。

### 主な事業

事業名	担当課
① 各種講座の開催	教育課
② 総合型地域クラブ「きらり北方クラブ」の支援	
③ 図書館サービスの提供	

○生涯学習センター利用者数の推移

(人)

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
きらりホール	25,330	29,647	27,745	28,642	31,333
多目的スペース	10,714	9,031	8,379	8,333	8,389
創作室	2,669	3,003	2,716	2,686	3,358
その他(会議室・和室)	6,809	8,589	6,293	6,661	7,194
合 計	45,522	50,270	45,133	46,322	50,274

資料：教育課

○生涯学習講座数と受講者数の推移

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
講 座 数	104	83	108	109	109
受講者数(人)	1,633	1,634	1,821	1,743	1,818

資料：教育課

○図書館の利用者数の推移

(人)

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
利 用 者 数	83,415	89,483	90,025	86,345	75,837

資料：日本図書館協会「公共図書館調査」

## (2) 平和・人権教育の推進

### 現状と課題

平和・人権教育の推進について、本町では、社会人権教育計画を作成し、家庭教育学級や青少年育成町民会議等の場で学習の機会を設けています。例年8月上旬に「平和人権祈念講演会」を催し、中学生による研修旅行の取り組みで学んだ平和学習の発表や、講師を招いた平和人権に関わる講演会を通じて、住民と一緒に平和や人権について考える機会を設けています。また、男女共同参画講座を開催し、目指す男女共同参画社会の実現に向けて、広く住民の啓発に努めています。

今後は、児童生徒や高齢者だけでなく、若者や成人を含めあらゆる年齢層に広め、平和・人権に関する意識を高めていくことが課題となっています。

### 施策の方向

- 人権教育や男女共同参画社会づくりをテーマにした講座や研修を開催し、啓発を推進します。
- 町内の小中学生に対し計画的に平和学習を進め、中学校3年生の修学旅行（長崎平和学習）での学習成果を住民の集う集会で発表します。

### 主な事業

事業名	担当課
① 人権同和研修会	教育課・ 防災安全課
② 中学生の長崎平和学習	教育課
③ 平和人権祈念講演会	防災安全課

## 4 文化・スポーツの振興

- (1) 芸術文化活動の振興
- (2) 文化財の保存・活用
- (3) スポーツに親しむ機会の充実

### 基本的な施策の方向

芸術文化は、豊かな人間性を育み、創造力や感性を磨く等、人格形成において極めて大切なものです。本町の主催事業では、質の高い本物の文化にふれる機会を提供し、ニーズに応じた多世代が楽しめる「本物の芸術文化」を大切にしてきました。今後は、その成果を踏まえながら、住民参加型事業の実施等住民の主体的な活動を支援します。また、本町には史跡等の文化財が数多く存在しており、歴史的価値のあるものが多く保有されています。文化財保護協会と連携を図りながら、多くの住民が文化財とふれあう機会の提供に努めます。

また、生涯を通じてスポーツに親しむことは、心身の健康や生きがい、人とのつながりを育む上で、どの世代にとっても大切なことです。生活習慣病等の予防や心身ともに健康になることをめざし、住民の誰もが楽しく生きがいをもって運動やスポーツに関わっていけるよう住民主体のスポーツ活動を推進します。



## (1) 芸術文化活動の振興

### 現状と課題

芸術文化に親しむための事業としては、これまでに、きらりホールの主催事業としてクラシック音楽や親子向けのコンサート、寄席等、様々な分野の企画を行ってきました。また、毎年行われる「音楽・芸能の集い」「文化祭」等は、文化協会が主催し、毎年成果を上げています。陶芸教室をはじめ、絵画や生け花等の創作活動等も、住民主体としての活動が行われています。

今後は、より多くの住民が芸術文化活動に参加できるように、広報等の支援をより充実していくことや、練習の成果や制作された作品をより多くの方に興味をもって見ていただけるよう、発表や展示の場所等について工夫していくことが重要です。

### 施策の方向

- きらりホール事業、クラブサークル活動等、芸術文化に触れる機会の充実を図ります。
- アンケート調査をもとに、住民のニーズに合わせて主催事業の計画を推進します。
- 芸術文化活動の情報交流の場となるよう、ホームページや展示等の企画の充実を図ります。
- 各種文化団体の育成支援に努めます。
- 文化的作品を展示する場や芸術文化活動の発表の場について、それぞれの良さが伝わるように努めます。

### 主な事業

事業名	担当課
① 各種コンサート等の主催事業	教育課
② 芸術文化振興事業	
③ 芸術文化活動広報事業	

## (2) 文化財の保存・活用

### 現状と課題

本町の文化財の保存については、文化財保護協会を中心に、文化財に関する資料を取りまとめ、整理しています。また、図書館の一角にこれらの展示スペースを設けています。また、文化財保護協会が主催の「時の記念日」等では、幼児や小学生と北方踊りを一緒に踊り、実際に時の太鼓をたたく等して、次の世代へ伝える活動を行っています。

今後は、展示に関する広報の工夫等、文化財に対する住民の関心をより高めていくための方法について検討していくことや、日頃から文化財の更なる活用を目指して、地域の伝統を大切にすまちづくりを推進していく必要があります。

### 施策の方向

- 広報きたがたやホームページにより、文化財に関する情報の充実を図るとともに、寄せられた感想や意見も公開するよう努めます。
- 文化財の適正な保護活動の支援に努めます。
- 文化財や伝統行事を次の世代に継承していくために、園や学校と文化財保護協会等の団体との連携を図ります。

### 主な事業

事業名	担当課
① 各種文化財保護事業	教育課
② 町文化財公開事業	
③ 北方町文化財保護協会支援事業	

## (3) スポーツに親しむ機会の充実

### 現状と課題

本町には各種スポーツ団体があり、様々なスポーツ大会が開かれています。スポーツイベントはソフトバレーボールやバドミントン等、子どもから大人までスポーツに親しむことができるイベントが行われています。また、ゲートボールやグランドゴルフ等、主に高齢者が親しむことのできるスポーツ大会も開催されています。こうしたイベントへの参加者は、毎年増加しており、平成27年度には、3,831人となっています。総合体育館については、平成元年に開館し、生涯スポーツをはじめとして様々な活動拠点として広く活用されています。また、近年の社会環境の変化に伴い、住民のスポーツの実施目的、実施内容も高度化、多様化し、行政に求められる内容も変化してきているのが現状です。

今後は、住民のニーズに合ったイベントを企画していくとともに、総合体育館の非構造部材の耐震化を行うことが課題となっています。総合体育館については、平成21年度の大規模改修により外装部分の改善を図っていますが、非構造部材の耐震化については未整備で、設備も老朽化が進んできており、広域避難所に指定されていることから、計画的な改修が必要です。また、町内の3つの大きな都市公園に社会体育施設として多目的グラウンドを整備していますが、その枠に収まらない更なるスポーツの機会を提供するために、住民ニーズをとらえ適切な対応を図っていくことも課題となっています。

### 施策の方向

- 住民のニーズに合った各種競技スポーツ行事や軽スポーツ（レクリエーションを含む）教室の開催、各種大会等への支援に努めます。
- 生活習慣病予防や健康増進の一助となる活動整備を図ります。
- 広報きたがたやホームページを活用し、スポーツ活動の参加募集や活動内容の周知を図ります。
- スポーツ少年団等の団体の活性化を図るため、広報活動等の支援を推進します。
- 公共施設等総合管理計画に基づき、総合体育館施設設備等の計画的な改修を図ります。
- 住民のスポーツニーズを把握し、近隣市町でのスポーツ施設の広域利用について検討します。
- 施設改修時に従前の用途に加えて新たなスポーツへの対応をしたり、新たな施設の整備をしたりするなど、必要なスポーツ施設設備の整備を図ります。



## 主な事業

事業名	担当課
① 総合体育館施設設備の計画的改修	教育課
② 各種教室・大会の運営支援	
③ 各種スポーツ団体への支援	

○スポーツイベントの参加者数の推移 (人)

区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
参加者数	3,082	3,496	3,518	3,379	3,831

資料：教育課





付 属 資 料

北総第1073号  
平成28年12月7日

北方町計画審議会会長 様

北方町長 戸部 哲哉

北方町第七次総合計画について（諮問）

このことについて、まちの将来像「“つながり”で築く躍動するまち 北方」を実現するための北方町第七次総合計画について、貴審議会の適切なるご意見を賜りたく、北方町計画審議会設置条例第2条の規定により諮問します。

平成28年12月27日

北方町長 戸部 哲哉 様

北方町計画審議会  
会長 八代 勝 秋

北方町第七次総合計画について（答申）

北方町計画審議会条例第2条の規定に基づき、平成28年12月7日付け北総第1073号で諮問のありました、みだしの計画案についての当審議会の意見は別紙のとおりです。

答 申

北方町第七次総合計画は前計画を全面的に見直し、まちづくりの基本姿勢を「地域の中でいきいきと暮らせるまち」「人と人とのつながりが実感できるまち」「快適・便利に暮らせるまち」とし、その将来像を「“つながり”で築く躍動するまち北方」としている。これは、地方行政をとりまく環境が大きく変化し、財政状況も年々厳しさを増す中で、まちの将来を見据えると住民参加のみにとどまらず、住民同士のつながりが重要であり、住民同士のつながりが強くなれば、地域が活性化し、まちの魅力も高まるためであると考えられる。

当審議会では、以上の点を踏まえ本計画案を慎重に審議した結果、目標年次や現状と課題の把握、施策の方向等において原案を妥当なものと認め答申する。

なお、計画の実施にあたっては十分に住民の理解と協力を得るとともに当審議会の下記の意見を尊重され、弾力的運用をもって所期の計画目標を達成されるよう要望する。

記

1. 消防力の強化について

住民の災害に対する危機意識が乏しいため、継続的に啓発活動をおこなうなど、地域の消防力の強化に努められたい。

2. 住民協働について

住民と行政とのより活発な意見交流が図られるよう、関連する施策の強化に努められたい。

## 北方町計画審議会委員名簿

任期 自 平成27年4月 1日

至 平成29年3月31日

	氏 名	
会 長	八 代 勝 秋	学識経験を有する者
委 員	松 野 由 文	町議会の議員
委 員	村 木 俊 文	町議会の議員
委 員	奥 田 明 仁	町教育委員会の委員
委 員	豊 田 敏 明	町農業委員会の委員
委 員	山 崎 邦 久	町の団体の役員（自治会）
委 員	梅 田 治	町の団体の役員（商工会）
委 員	筑 間 小夜子	町の団体の役員（婦人会）
委 員	水 野 紀 子	学識経験を有する者
委 員	池 戸 常 男	学識経験を有する者
委 員	小宮山 眞 吉	学識経験を有する者

# 北方町議会

任期 自 平成27年9月26日  
至 平成31年9月25日

	氏 名
議 長	井 野 勝 已
副議長	鈴 木 浩 之
議 員	村 木 俊 文
議 員	松 野 由 文
議 員	三 浦 元 嗣
議 員	杉 本 真由美
議 員	安 藤 哲 雄
議 員	安 藤 巖
議 員	安 藤 浩 孝



清流平和公園 平成 27 年 3 月竣工